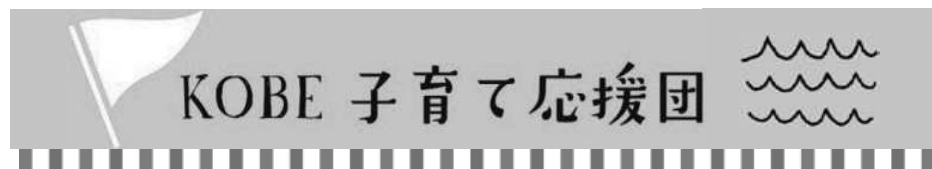


# 笑顔を求めて

—神戸の児童支援—

平成30年度 事業報告

神戸市こども家庭センター



KOBE 子育て応援団

神戸市広報印刷物登録 令和元年度第404号（広報印刷物規格 A-6類）

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

R70

古紙配合率70%再生紙を使用しています

笑顔を求めて－神戸の児童支援－

―― 平成30年4月～平成31年3月 ――

発行 神戸市こども家庭局こども家庭センター  
令和元年8月

電話 078-382-2525

FAX 078-362-0415

所在地 〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目3番1号

# 目 次

◇ 平成30年度 事業報告	頁
第 1 章 こども家庭センターの概要	1
第 2 章 養護相談の業務	8
第 3 章 虐待相談の業務	10
第 4 章 障害相談の業務	13
第 5 章 非行相談の業務	17
第 6 章 育成相談の業務	21
第 7 章 判定の業務	23
第 8 章 一時保護所の業務	28
第 9 章 発達クリニック	31
◇ 児童虐待防止110番事業報告	32
児童虐待 夜間休日相談ダイヤル実績報告	37
<資料> 統計	39
1. 受理した相談及び対応の状況	
(1) 年齢別、相談区分別件数	
(2) 相談区分別、対応の状況	
2. 受理した相談の区分別等の推移	
(1) 相談区分別の推移	
(2) 相談経路別の推移	
(3) 対応区分別の推移	
3. 研修生・実習生受入実績	



## 第1章 神戸市こども家庭センターの概要

\* 「神戸市こども家庭センター」と「神戸市児童相談所」の名称について

平成13年4月1日神戸市児童相談所は、市民に身近な相談機関として位置付けるため、名称を「神戸市こども家庭センター」に改めた。なお、児童福祉法等の関係法規における児童相談所としての役割を行使する場合は、従来通り「神戸市児童相談所」の名称で業務を行うこととなる。

### 1. こども家庭センターの設置

こども家庭センターは、児童福祉法（以下「法」という。）に基づく児童相談所として、あらゆる相談に応じ、必要な調査、判定に基づいて指導を行う役割を担う児童福祉の行政機関である。こども家庭センターの業務は、法に定めている児童相談所の通り、児童の福祉に関する事項について次の業務を行うものである。

- ① 子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。
- ② 子ども及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。
- ③ 子ども及びその保護者につき、②の調査又は判定に基づいて心理又は子どもの健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導その他必要な指導を行うこと。
- ④ 子どもの一時的保護を行うこと。

なお、こども家庭センターの対象児童は、原則として18歳未満の児童である。

<設置根拠>

「児童福祉法」「神戸市児童相談所条例」「神戸市総合児童センター条例」

神戸市こども家庭局に所属 神戸市総合児童センターと併設

<沿革>

昭和31年11月1日	生田区楠町に設置（政令指定都市となり兵庫県より移管）
昭和32年12月	生田区橘通1丁目1に移転
昭和33年2月	一時保護所開設
昭和40年2月	兵庫区東山町4丁目20に移転
昭和62年11月16日	中央区東川崎町1丁目3-1（神戸市総合児童センター内）に移転
平成7年1月17日	阪神・淡路大震災による庁舎復旧工事のため一時仮移転 一時保護部門（平成7年3月1日～平成8年4月20日：若葉学園） 相談・判定部門（平成7年11月1日～平成8年4月20日：総合福祉センター）
平成8年4月1日	職制改正により保健福祉局創設
平成13年4月1日	名称を「神戸市こども家庭センター」に改正し、事業所の格付変更のうえ副所長を配置 児童虐待に対応するため、「家庭支援係」を設置
平成14年4月1日	子育て支援室担当主幹（保健師嘱託）を配置
平成17年4月1日	総務担当主幹を配置
平成18年4月1日	家庭支援係に主査（係長級）を配置
平成19年4月1日	家庭支援係に主査（係長級）を配置
平成22年4月1日	「育成相談係」を設置
平成23年4月1日	児童虐待対応担当主幹を配置
平成24年4月1日	職制改正によりこども家庭局創設
平成25年4月1日	家庭支援係（虐待パート）に担当係長1名を増配置
平成26年4月1日	判定指導係に「障害児相談・検査専任チーム」を設置
平成28年4月1日	家庭支援係（虐待パート）に担当職員3名を増配置
平成30年4月20日	家庭支援係（虐待パート）、判定指導係に担当職員各1名を増配置
平成31年4月1日	職制改正により養育支援係を「発達相談係」に、育成相談係及び養育支援第2

係を統合し「養育支援係」に変更  
 家庭支援係（虐待パート）に担当係長1名を増配置  
 平成31年4月19日 担当職員を家庭支援係（虐待パート）に2名、養育支援係に1名、判定指導係に2名を増配置

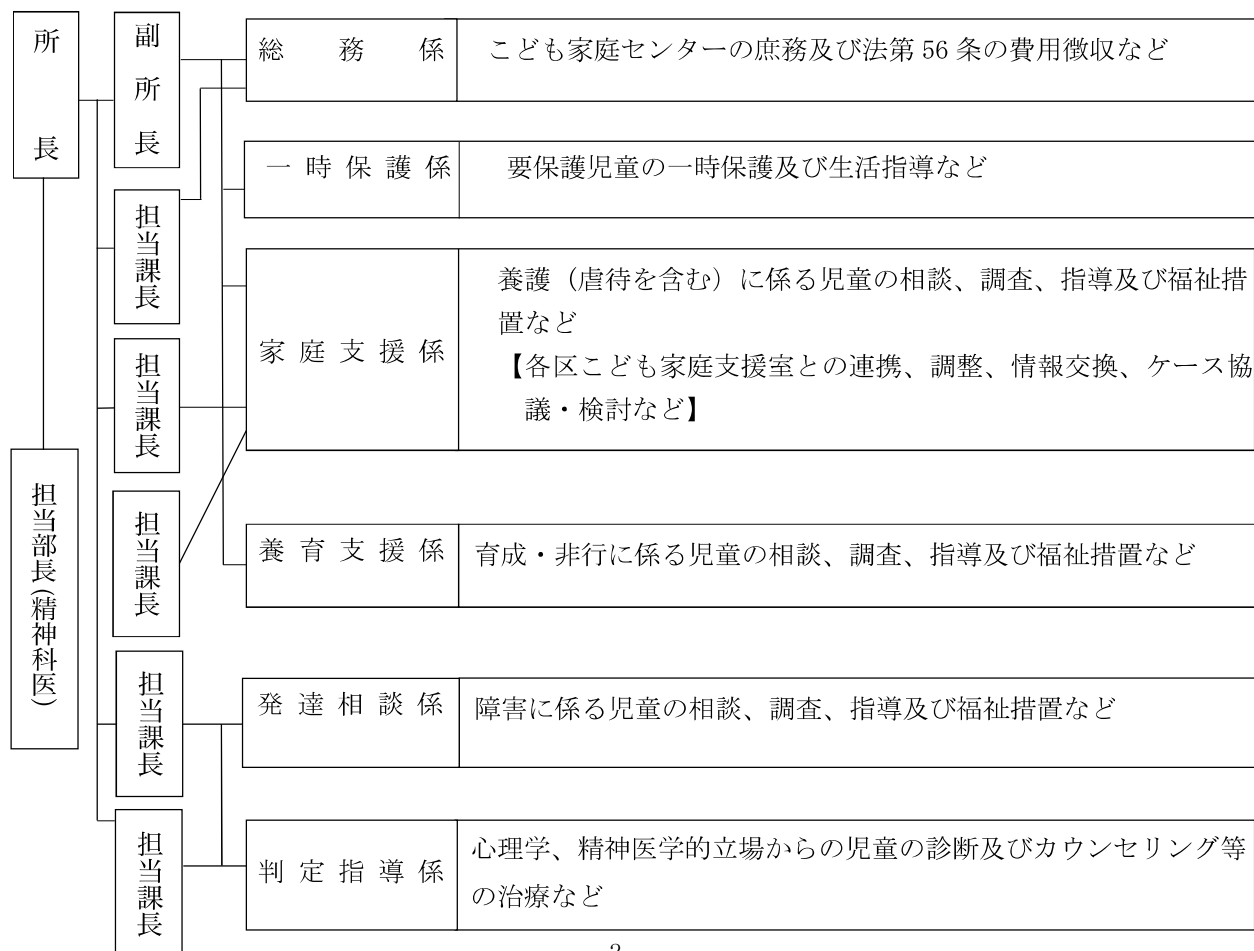
## 2. 相談の内容

こども家庭センターで応じる相談の内容は、きわめて多岐にわたるが、神戸市では次の4群の相談区分を行い、それぞれに児童福祉司を配置している。

- ① 保護者のいない児童、虐待されている児童のほか、環境上養護を要する児童で家庭養育が困難な児童に関する相談（養護相談）
- ② 盗み、粗暴、家出、薬物乱用等の問題行為又は触法及びそのおそれのある行為のあった児童に関する相談（非行相談）
- ③ 心身に障害のある児童の療育相談、各種の福祉サービスの提供に関する相談及び施設入所等の福祉措置などの相談（障害相談）
- ④ 児童の性格、適性、しつけ及び不登校や家庭内暴力、性格・行動等の問題を持つ児童に関する相談（育成相談）

## 3. こども家庭センターの組織（平成31年4月1日現在）

各種相談に応じるために、児童福祉司、児童心理司、医師、児童指導員、保育士、看護師、相談員、保健師、虐待対応協力員等が、それぞれの専門性を生かし、こども家庭センター全体でチームワークを保ちながら、下記の組織体制で児童等への援助活動を行っている。

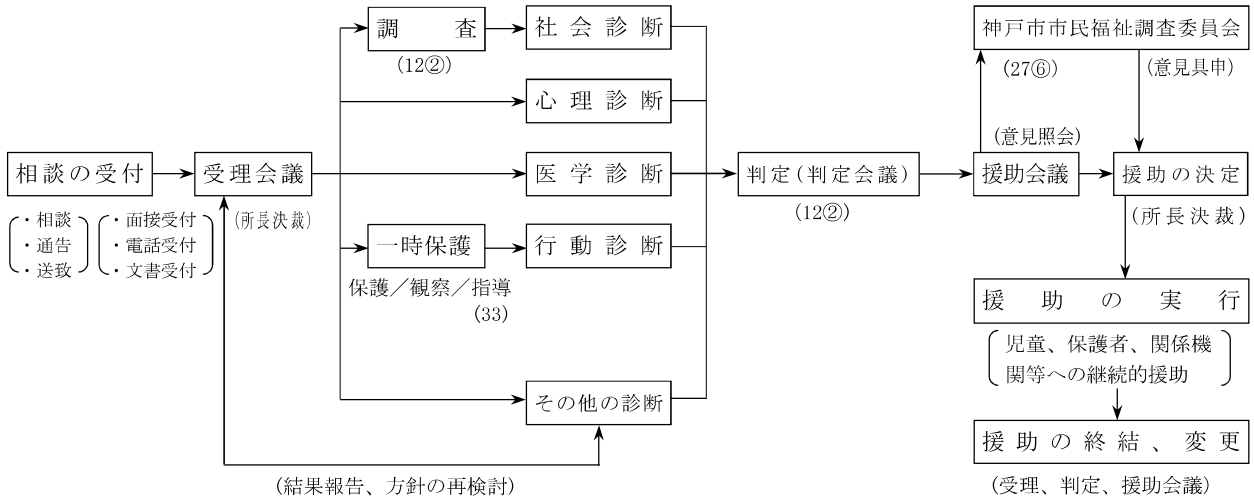


4. 職員配置 (令和元年5月1日現在)

職名・職種等 職務・係別	職 員												嘱 託 ・ 再 任 用									計											
	所 長	部 長	課 長	係 長	事 務	児 童 福 祉 司	児 童 指 導 員	保 育 士	看 護 師	保 健 師	児 童 心 理 司	技 術 職 員	運 転 手 師	調 理 師	任 期 付 短 時 間 勤 務 職 員	課 長	係 長	事 務	児 童 福 祉 司	児 童 指 導 員	虐 待 対 応 協 力 員		学 習 指 導 員	厚 生 相 談 員	虐 待 ・ 非 行 児 童 対 応	障 害 相 談 イ ン テ ー ク	里 親 等 委 託 調 整 員	非 常 勤 小 児 科 医	合 計				
所 長	1																																1
副 所 長			1																														1
精 神 科 医		1																															1
総 務 係			1	1	2							1	1					1															7
一 時 保 護 係				2			8	7	2						3					1		2										2	27
家 庭 支 援 係			1	5		16				1						1	1		1		1						2					30	
発 達 相 談 係			1	2		6																				1						10	
養 育 支 援 係				2		9																	1										12
判 定 指 導 係			1	1							13				10																		25
計	1	1	5	13	2	31	8	7	2	1	13	1	1	3	10	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	2	2					114	

職員：99（うち任期付短時間勤務職員(児童心理司)10名） 嘱託：6 再任用：7 非常勤嘱託：2 合計114名

5. 児童相談の流れ



(注) ( ) 児童福祉法

こども家庭センターは、インテーク担当職員が受け付ける法第12条第2項に基づく家庭その他からの相談、法第25条に基づく通告や法第25条の8に基づく福祉事務所長からの送致による相談について「受理会議」を開催し、相談についての主たる担当者、調査、診断、一時保護の可否を協議・検討する。担当者となった児童福祉司は、その児童についての社会調査をもとに「社会診断」を行い、児童心理司は面接、観察、心理検査などをもとに「心理診断」を、必要に応じ精神科医が問診診察、検査などによる「医学診断」を、さらに一時保護を行った児童については児童指導員、保育士が「行動診断」を行う役割を担っている。

これらの各診断をもとにこども家庭センターでは、児童の人格形成及び児童のおかれている環境等について専門的な分析を持ち寄って総合的な「判定」を行っている。

そして、各担当者はそれぞれの診断をもとにその児童に必要な援助について協議、検討を行い、それらの結果に基づき主担当者となる児童福祉司が援助指針（援助方針）を作成する。

作成された援助指針（援助方針）案は原則として「援助会議」に諮ることとなるが、そこでの検討は児童や保護者の意向をもとに、児童の人権が守られ児童にとって最善の利益の実現を図り、かつ児童に最も良い発達、成長をめざした問題の解決を模索のうえ、援助方法を決定することがこども家庭センターに課せられた役割である。

なお、子どもまたは保護者の意向とこども家庭センターの措置とが一致しないとき、法律や医療等の幅広い分野の専門的な意見を求める必要があるとき、その他児童虐待の事例等については、「神戸市市民福祉調査委員会・権利擁護部会」の意見を聴くことになっている。

## 6. 相談等の状況

平成30年度の相談総件数は8,547件で前年度に比べ592件（7.4%）増加している。

相談種別毎の推移は次のとおりである。

養護相談（虐待相談を含む）は2,343件で前年比11.3%増加している。

障害相談は5,376件で前年比4.5%増加している。

非行相談は338件で前年比10.5%増加している。

育成相談は488件で前年比22.0%増加している。

表 1 相談件数の推移

（単位：件）

また、養護相談に含まれる児童虐待に関する相談については、平成16年度から増加が続き、30年度は前年度の1,548件を上回り1,868件となった。

こども家庭センターの総相談件数は年々増加しており、ここ10年間でも1.7倍となった。特に虐待を含む養護相談及び障害相談の増加が著しい。

障害相談の全相談件数に占める割合は毎年65～70%（30年度は63%）程度であるが、虐待を含む養護相談件数は10年間で13%から27%となった。

年齢別では、就学前児童がほぼ半数を占め、特に障害相談では58%を占める。非行相談では中学生が52%、育成相談では小学生・中学生がいずれも40%程度となっている。

こども家庭センターでは、虐待への対応を強化するため「家庭支援係」を設置し、年々体制の強化を図ってきた（沿革参照）。また、平成14年度より各区に「子育て支援室」（現 こども家庭支援室）が開設され保健師を配置し、連絡会の開催等を通じ、相互の連携を深め、児童虐待への早期対応と再発防止等に取り組んでいる。

さらに、児童相談所から各区への事案の送致が法定化されたことから、29年度より各区に児童虐待対応職員が配置され、一層の連携と身近な機関でのきめ細かな支援が求められている。

また、急増している障害相談に対応するため、平成26年度に判定指導係に「障害児相談・検査専任チーム」を設置、平成29年度に障害相談業務全般の機能を隣接するビルに移転させ、相談室・検査室を増設した。

種別 年度	養 護 相 談	障 害 相 談	非 行 相 談	育 成 相 談	その他	合 計
26	1,247	4,747	357	430	0	6,781
27	1,384	4,969	304	428	2	7,087
28	1,732	5,251	329	349	1	7,662
29	2,105	5,142	306	400	2	7,955
30	2,343	5,376	338	488	2	8,547



表2 年代別・相談種別件数の状況

(単位：件)

年齢区分 相談別	就学前	小学低学年	小学高学年	中学生	その他	合計	構成比%
養護	996	410	328	302	307	2,343	27.4
心身障害	3,096	931	648	502	199	5,376	62.9
非行	2	16	38	176	106	338	4.0
育成	22	80	118	198	70	488	5.7
その他	0	1	0	0	1	2	0.0
合計	4,116	1,438	1,132	1,178	683	8,547	100.0

養護のうち「虐待」関係

	就学前	小学低学年	小学高学年	中学生	その他	合計	構成比%
虐待	835	346	287	242	158	1,868	79.7

図1 相談種別相談件数

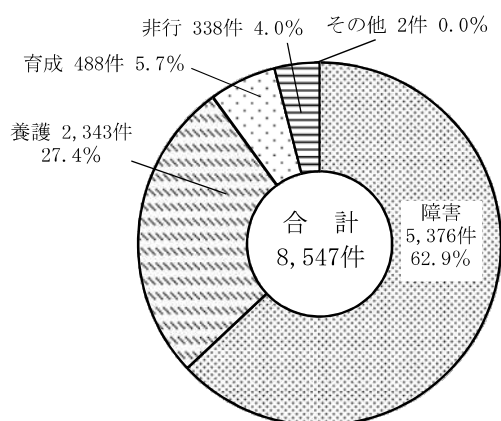


図2 年代別相談件数

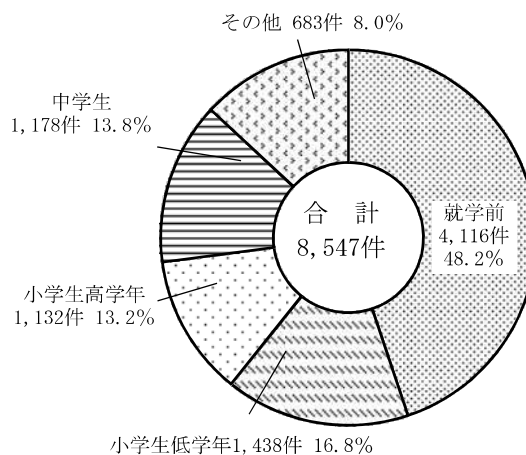


図3 相談経路別相談件数

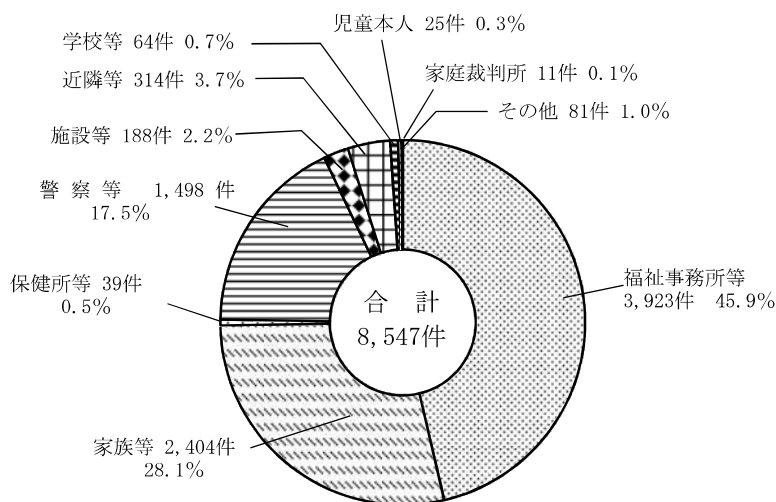
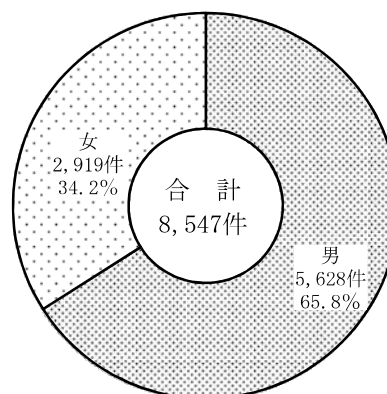


図4 性別相談件数



## 7. 児童虐待防止対策の推進

児童虐待は全国的にみて、相談受付件数が増加し深刻化している。

児童虐待の早期発見、早期対応を図るために児童虐待防止の対策をつぎのとおり展開した。

### (1) 神戸市児童虐待・非行等対策地域協議会（要保護児童対策地域協議会 全体会）の開催【P. 7に再掲】

#### (2) 通告体制の整備

- ・目的：児童福祉にかかわる様々な研修会等の中で、児童虐待防止に関するテーマを取り上げて、児童福祉関係者等の知識の向上及び通告体制の整備を図る。
- ・対象：地域の児童福祉関係者、教育関係者、学生、施設職員、保護者等
- ・方法：児童福祉にかかわる様々な研修会に職員を派遣する。

#### (3) 講演会・研修会等

- ・目的：一般市民及び児童福祉関係者に対する啓発

##### ① 子育て市民講座

※神戸市児童虐待・非行等対策地域協議会との共催により開催

- ・対象：一般市民及び児童福祉関係者
- ・時期：平成30年11月28日（水）
- ・内容：「児童虐待の現状と課題～弁護士から見た児童虐待への地域での取組～」
- ・講師：弁護士 岩佐 嘉彦 氏
- ・参加者数：210名

##### ② 児童虐待防止推進行事

※兵庫県神戸県民センター、神戸市民生委員児童委員協議会との共催により開催

- ・対象：一般市民及び児童福祉関係者
- ・時期：平成31年2月19日（火）
- ・内容：映画「星の国から孫ふたり」上映
- ・参加者数：100名

#### (4) 児童虐待防止110番（電話相談）【詳細はP. 32参照】

- ・目的：子育ての悩みなどをもとに起こる虐待に対し電話相談を実施し、必要な助言指導を行う。

専用電話：382-0145（すこやかテレフォン<sup>おーいよいこ</sup>0145）

相談受付：平日10～12時、13～16時

相談員：カウンセラー

相談件数：644件 うち虐待16件（2%）、〔3歳未満19件、3歳～就学前63件、小学生175件、中学生129件、高校生以上258件〕

#### (5) 児童虐待防止サポート制度【P. 12に再掲】

- ・目的：児童虐待に対して、効果的・迅速に対応するため、兵庫県弁護士会所属の3人の弁護士とともに法律的な判断及び手続きを的確に行うための検討会を開催する。
- ・実施回数：49回
- ・相談件数：延べ1,282件

(6) 児童虐待 夜間休日相談ダイヤル【詳細はP. 37参照】

- ・目的：深夜休日にかかわらず起こる児童虐待の防止を図るため、24時間・365日相談体制の強化を行う。
- ・内容：夜間・休日に専任の相談員を配置し、児童虐待の相談や通報に対応する。  
夜間休日専用電話 078-382-1900
- ・受付件数：（平成30年度）  
通報276件、相談610件、職員への取次ぎ等3,030件、合計3,916件

(7) 保護者カウンセリング【P. 12に再掲】

- ・目的：虐待者である保護者の心理的な葛藤や不安を和らげ、また育児方法の改善により、虐待の防止や家族の再統合の促進を図り、児童の福祉の向上を図る。
- ・実施方法：大学教員、臨床心理士等によって行う。
- ・件数：4件 ・延べ回数：12回
- ・カウンセラー7人

(8) 医療的支援強化事業

- ・目的：児童虐待の再発防止のため、保護者に対する精神医学的な援助方針の策定及び医療機関と児童相談所との連携強化を目的とする。
- ・実施回数：0回 ・相談件数：0件

(9) 法医学診断体制強化事業

- ・目的：法医学専門医師による診断体制を確立することにより、児童虐待の早期発見に資するとともに、児童の安全確保を図る。
- ・実施回数（件数）：16回

8. 関係機関との連携

(1) 神戸市児童虐待・非行等対策地域協議会（要保護児童対策地域協議会 全体会）の開催（2回／年）

- ・目的：児童虐待や非行の防止のため、その早期発見と早期対応を図るため、児童福祉に関係する機関等が連携し、情報交換、通告体制の確立等を目的とする。従来の児童虐待防止ネットワークである神戸市児童虐待防止連絡協議会を発展的に改組したものである。（平成19年4月発足）
- ・構成員：民生委員児童委員協議会、神戸市人権擁護委員協議会、法務省神戸地方法務局、県警察本部、県弁護士会、神戸市民間病院協会、市医師会、市歯科医師会、市青少年育成協議会、市立小学校長会、市立中学校長会、市立高等学校長会、市立幼稚園長会、私立幼稚園連盟、私立保育園連盟、市児童養護施設連盟、市乳児院連盟、市PTA協議会、主任児童委員区代表、Cサポート・こうべ、区保健福祉部等、神戸家庭裁判所（オブザーバー）  
\*会長：こども家庭センター所長 \*事務局：こども家庭センター

(2) 関係機関との連絡会

- |          |        |            |          |
|----------|--------|------------|----------|
| ・市立小学校長会 | （1回／年） | ・市立中学校長会   | （1回／年）   |
| ・兵庫県警察本部 | （1回／年） | ・神戸家庭裁判所   | （1回／隔年）  |
| ・中央市民病院  | （6回／年） | ・学びの支援センター | （2回／年）   |
| ・主任児童委員  | （6回／年） | ・四者連絡会     | （各区1回／年） |

※中央市民病院は、神戸市立医療センター中央市民病院の略

## 第2章 養護相談の業務

### 1. 養護相談

養護相談は、保護者のいない児童、虐待されている児童のほか、生活環境的に養護を必要とする児童など、家庭養育が困難な児童についての相談に応じている。

### 2. 相談状況

#### (1) 相談件数

平成30年度の相談件数は表2（P.5）のとおり2,343件で、全相談件数の27.4%（図1）を占めており、前年と比べ虐待相談が320件の増、虐待以外の相談は82件の減となっている。

#### (2) 相談の年齢別の状況

年齢別の状況は表2（P.5）に示しているが、年齢区分では、乳幼児が996人で42.5%を占め、次いで小学生738人（低学年 410人、高学年 328人）、中学生 302人、その他 307人であり、低年齢児ほど保護者の児童養育に関わる負担感が大きいことがうかがえる。

#### (3) 対応状況

①養護相談の相談種別別受付件数は図5のとおりである。

児童の養育上不適切な家庭環境にある相談が314件で13.4%を占め、社会問題となっている虐待（疑いを含む）の通告や相談は1,868件と79.7%となっており、最も多い割合を占める（虐待相談については第3章参照）。

全体の傾向としては、児童が養育されている家庭環境を問題とする相談の背景は、低所得をベースに持ち、家庭不和による別居・離婚、ひとり親家庭やステップファミリーの増加、子育てへの精神的負担、核家族化による育児の孤立、保護者の精神疾患、アルコール・薬物への依存、DV（ドメスティックバイオレンス）など複雑・多様化し、子育ての基盤となる家庭機能の脆弱化がうかがえる。30年度も、面前DVや保護者の病気、子育ての精神的負担等での相談件数が多かった。

図5 養護相談の相談種別件数

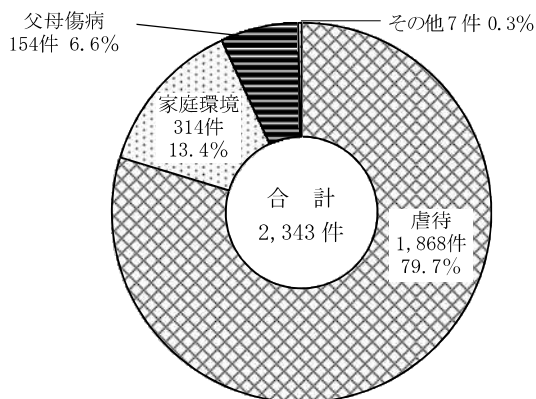
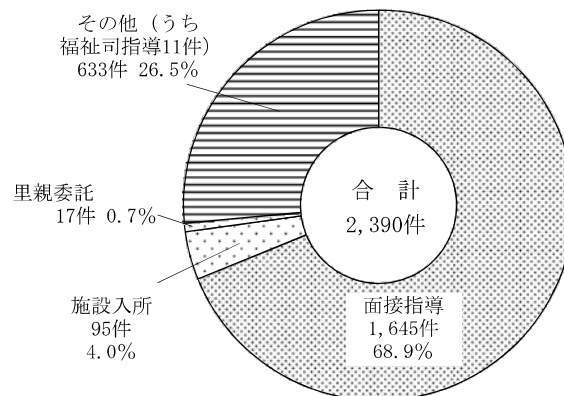


図6 養護相談対応件数（繰越含）



②相談の対応状況は図6及び表3のとおりである。

相談に対して、助言、情報提供等を行う助言指導やこども家庭センターに通所させる継続指導のほか他機関を斡旋するなどの面接指導（措置によらない指導）が1,645件（68.9%）で最も多く、次いで児童福祉施設への措置が95件（4.0%）である。

表3 平成30年度養護相談の理由別対応件数の状況

	家 出 (失踪を含む)	死 亡	離 婚	傷 病 (入院を含む)	家 族 環 境		そ の 他	計
					虐 待	そ の 他		
児童福祉施設に入所	0	0	0	18	39	1	37	95
里親・保護受託者委託	0	0	0	2	4	0	11	17
面 接 指 導	2	3	2	153	1,098	5	382	1,645
そ の 他	0	0	0	1	607	1	24	633

3. 里 親 委 託

里親委託を推進するため、公益社団法人 家庭養護促進協会と連携し、啓発・研修を行ってきた。平成21年度よりこども家庭センターに里親委託等推進員(平成29年度より里親等委託調整員に名称変更)を配置するとともに、神戸市里親委託等推進委員会を設置した。平成25年度より、市内乳児院に配置された里親支援専門相談員(平成29年度以降児童養護施設にも順次配置され現在11名)と協力し、委託にむけての交流中の支援、委託後の支援の充実に努めている。また平成29年度からは、里親支援専門相談員を配置している施設や児童家庭支援センター等を里親支援機関に指定し、連携を図りながら里親委託推進に取り組んでいる。平成26年度より、里親子の交流の場「ひだまりタイム」を開催しているほか、25年度に設置したファミリーホームを増設し28年度より3ヶ所となった。

平成21年以降の新規里親委託は124件、その間に40件の特別養子縁組が成立している。里親登録者数は年々増加し、年少児の里親委託もできるようになってきている(表4表5参照)。また一時保護委託先としての里親委託も積極的に行っている。

表4 里親登録の状況 人数(世帯) 4月1日現在

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
当初登録者数	61(35)	69(39)	105(58)	129(70)	147(78)	161(86)	204(109)	210(113)	220(119)	245(133)
養育里親	39(24)	55(32)	91(51)	115(63)	139(74)	152(81)	194(103)	204(109)	215(115)	239(128)
(内)専門里親	5(5)	6(6)	5(5)	3(3)	3(3)	4(4)	5(5)	5(5)	2(2)	3(3)
親族里親	4(2)	4(2)	4(2)	4(2)	4(2)	5(3)	6(4)	2(2)	5(4)	6(5)
養子里親	10(5)	10(5)	10(5)	10(5)	4(2)	4(2)	4(2)	4(2)	13(7)	88(47)

\*29年度より養子里親も研修受講を必須としたため、養育里親に重複計上している。

表5 里親委託の推移

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
年度当初の委託児童数	23	25	23	25	37	41	37	49	53	55
年度内の里親委託数	6	7	7	20	11	8	19	15	15	16
解除	養子縁組	1	4	1	5	4	8	5	3	4
	満年・自立	-	2	1	-	-	1	2	2	0
	家庭引き取り	-	-	1	2	-	1	3	3	4
	措置変更	3	3	2	1	3	2	3	1	5
計	4	9	5	8	7	12	13	11	13	14
年度末の委託児童数	25	23	25	37	41	37	43	53	55	57

表6 委託児童の年齢

	0~2歳	3~6歳	小1~3	小4~6	中学生	高校生	その他	計
児童数	3	14	10	7	9	8	6	57
構成比	5.3%	24.6%	17.5%	12.3%	15.8%	14.0%	10.5%	100%

## 第3章 虐待相談の業務

### 1. 虐待相談

虐待相談は、相談区分では養護相談の中に含まれている。平成12年11月に「児童虐待の防止等に関する法律」が施行された。「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。）がその監護する児童に対し、身体的虐待（児童の身体に外傷を生じさせる等）、性的虐待（児童にわいせつな行為の強要・教唆）、ネグレクト（保護の怠慢・拒否）、心理的虐待（心理的外傷を与える言動）の行為をすることと定義付けられている。平成16年には、児童虐待の定義の見直しの中で保護者以外の同居人による児童虐待を保護者が放置することも保護者によるネグレクトとされること、児童の前でドメスティック・バイオレンスが行われることは心理的虐待に含まれることとなった。平成20年には児童の安全確認等のための立入調査等の強化、児童との面会・通信等の制限の強化、平成24年4月には親権停止制度の新設、平成28年にはしつけを名目とした児童虐待の防止、医療機関や学校が児童相談所の求めに応じ資料提供できることなどの法改正が行われた。本市では、平成26年2月に兵庫県警と協定書を締結したが、平成31年3月に改定を行い、連携の強化を図った。

### 2. 相談の状況

#### (1) 相談件数

平成30年度の相談・通告件数は表7のとおり1,868件で過去最高であった前年度の1,548件よりさらに増加し、法施行後最多件数を更新した。虐待相談は全相談件数の19.5%、養護相談の73.5%を占めている。

平成14年3月に、各区・支所に子育て支援室（平成24年度より「こども家庭支援室」に名称変更）が設置されたことにより、緊急度や重症度において比較的軽度と判断されたものについては、支援室が独自で調査・対応しており、重度と判断されたものについてはこども家庭センターへ通告・送致されるようになっている。

#### (2) 相談の内容

被虐待児の年齢と虐待類型の状況は表7、相談経路別は図7、主な虐待者は図8のとおりである。

虐待類型では、心理的虐待が56.2%と最も多く、保護の怠慢・拒否が17.8%、身体的虐待が25.3%、性的虐待が0.7%となっている。年齢別では、小学生以下が78.6%を占め低年齢層での割合が高い。

相談経路では、警察からの通告が最も多く1,151件、次いで近隣・知人からが314件、こども家庭支援室等からが156件、家族・親戚からが106件、学校等からが62件、となっている。

表7 被虐待児の年齢と相談種別の状況

類 型	年 齢					合 計	(%)
	0～3歳 児未満	3歳～ 学齢前	小学生	中学生	高校生 その他		
心 理 的 虐 待	281	280	321	104	63	1,049	56.2
保 護 の 怠 慢 ・ 拒 否	59	96	133	30	15	333	17.8
身 体 的 虐 待	42	76	172	106	77	473	25.3
性 的 虐 待	0	1	7	2	3	13	0.7
合 計	382	453	633	242	158	1,868	
(%)	20.4	24.3	33.9	13.0	8.4		100

図7 相談経路別

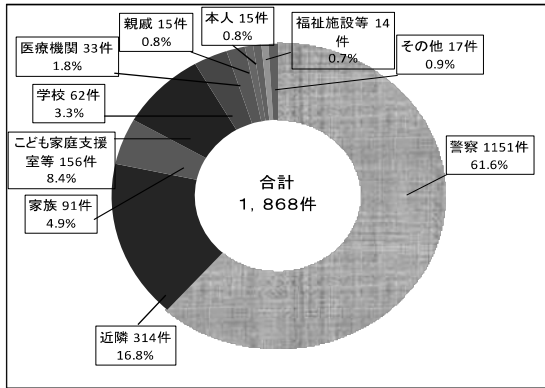
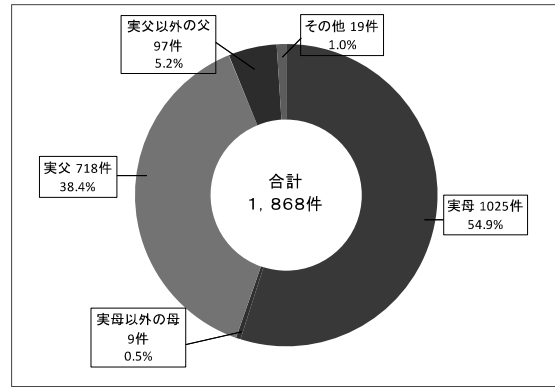


図8 主な虐待者

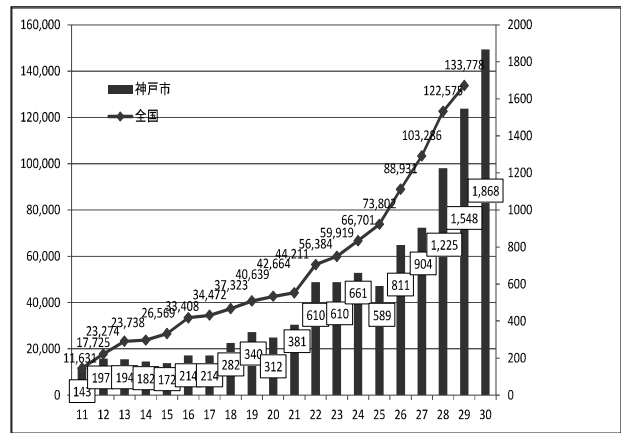


また、主な虐待者は、実父母が93%と前年度と同様大半を占めており、前年度と比較すると、実父の割合が増加し実母の割合が減少している。家族構成の複雑化や、核家族・少子化傾向が進む中、家族関係が単一的な状態となり、近隣との関係の希薄化と相まって、父母への育児への負担や不安がますます深刻化していることが考えられる。

図9のとおり相談件数は年々増加しており、問題の発生している家庭からではなく、近隣者や知人、警察・学校など周辺から相談・通告が多く寄せられるようになった。

これはマスコミ報道等により近隣者や知人が虐待について関心を深めたことや、平成30年7月20日に政府が「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を取りまとめ、緊急に実施すべき重点対策として「児童相談所と警察の情報共有の強化」が掲げられるなど児童虐待問題に対する取り組みが強化されたことが影響していると考えられる。この傾向は、全国的にも共通して見られる。

図9 年次別・相談・通告件数の推移  
(棒グラフ：神戸市、折れ線グラフ：全国)



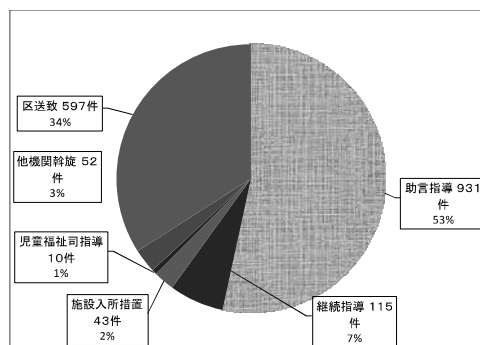
### (3) 相談対応

相談対応の状況は図10のとおりである。相談に対して親子関係の調整や見直しの助言や不適切な養育に対する注意指導を行う助言指導、保護者と信頼関係が保たれた中で子ども家庭センターに通所させる継続指導、措置により子ども家庭センターや児童家庭支援センターに通所させる児童福祉司指導、家庭から施設に児童を入所させる入所施設措置(表8)、各区・支所子ども家庭支援室への送致を含む他の専門機関を斡旋する方法などで相談対応を行っている。

表8 措置結果(児童福祉法第27条)の状況

児童養護施設	28	65%
乳児院	6	14%
児童自立支援施設	2	5%
心身障害児施設	0	0%
知的障害児施設	0	0%
児童心理治療施設	3	7%
里親委託	4	9%
合計	43	100%

図10 対応結果



### 3. 各区こども家庭支援室との連携について

各区・支所に設置されたこども家庭支援室で、子育てについての相談や情報の提供、啓発事業のほか、虐待についての通報による対応も行っている。

各区・支所こども家庭支援室が開催する要保護児童対策地域協議会にこども家庭センターが参加するなど情報交換の場を持ち、それぞれの対応や処遇の調整を行っている。両機関の連携は今後ますます重要性が増してくると思われる。

### 4. 児童虐待防止サポート制度について

児童虐待に対し効果的・迅速に対応するため、兵庫県弁護士会所属の3名の弁護士とともに、法的判断を要するケースについて検討会を毎月3回開催するほか、個別検討を随時行っている。

平成30年度は49回実施し、延べ1,282ケースについて協議した。

### 5. 保護者カウンセリングの実施について

虐待者である保護者の心理的な葛藤や不安を和らげ、また育児方法の改善により、虐待の防止や家族の再統合を図るため、保護者へのカウンセリングを実施している。

平成30年度は、4ケース、延べ12回実施した。



## 第4章 障害相談の業務

### 1. 障害相談

障害相談は、心身に障害のある児童の療育相談及び、各種の福祉サービスの提供に関する相談及び施設入所等の福祉措置などの相談に応じている。

### 2. 相談の状況

#### (1) 相談件数

こども家庭センターにおける障害相談件数の割合は、平成30年度の全相談件数の62.9%を占め、5,376件となっている。

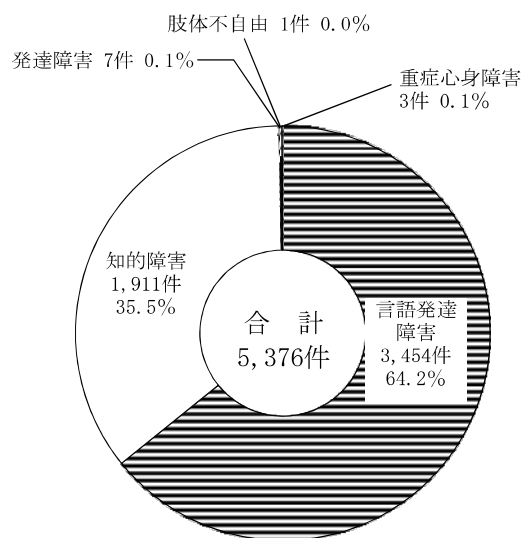
障害相談の種別は、言語発達(ことばの遅れ、1歳半・3歳の乳幼児健診等の結果に基づく発達検査希望、その他児童の発達に関するさまざまな心配・気がかり)の相談が3,454件(64.2%)、知的障害(18歳未満の児童の療育手帳発行の判定)の相談が1,911件(35.5%)となっている。

なお、神戸市では、身体障害児の相談判定業務は神戸市総合療育センターが分担するという体制をとっている。

平成30年度の障害別相談受理の割合は図11のとおりであり、障害別相談件数の推移は表9のとおりである。

乳幼児健診の充実、早期発見・早期療育に対する社会的関心の高まり、地域における福祉サービスの利用希望の増加などを背景として、障害相談件数は増加傾向にある。

図11 障害別相談件数



#### (2) 相談の内容

言語発達相談には、療育の必要性や適切な進路、児童の発達特性に応じた関わり方、施設入所を含む福祉サービス等の利用に関することが、多く含まれている。

福祉サービスの利用については、療育手帳交付や障害児通所支援受給者証等の申請窓口が区保健福祉となっているため、こども家庭センターで適切な情報提供を行ったうえで、区からの依頼に応じて、自立支援給付決定に関する意見書

表9 障害別相談件数の推移

(単位：件)

種別 年度	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害	重症心身障害	知的障害	発達障害	計
25	11	11	2,549	10	1,366	6	3,953
26	22	13	3,077	6	1,622	7	4,747
27	16	14	3,287	32	1,600	20	4,969
28	17	4	3,441	3	1,759	27	5,251
29	18	7	3,176	18	1,880	43	5,142
30	1	0	3,454	3	1,911	7	5,376

を作成・発行している。

また、各区保健福祉部では1歳半及び3歳児乳幼児健康診査が実施されているが、そこでスクリーニングされた児童の心理発達面での精密検査はこども家庭センターが担っている。

その他、病院、教育関係機関、保育所等の児童福祉施設などからの助言により、相談の申し込みをされる保護者も少なくない。発達検査結果については保護者同意のうえ関係機関と共有を図り、連携した支援・対応を進めている。

「すこやか保育」は昭和53年度に発足した障害児統合保育事業で、平成31年3月1日現在で、実施保育所(園)は225か所、対象児童は823名となり、実施保育所(園)は年々増加している。

平成24年4月1日の児童福祉法改正により、障害児に対する通所サービスが「障害児通所支援」として一元化された。障害児通所支援のうち、神戸市では「児童発達支援センター」(8事業所)、「児童発達支援」(92事業所)、「放課後等デイサービス」(205事業所)、「保育所等訪問支援」(12事業所)が実施されている(平成31年3月1日現在)。今後も障害児通所支援事業所の増加が見込まれている。

### (3) 年齢別の状況

年齢別の相談状況(図13)について見ると、障害が発見されやすい乳幼児期に最も多い。乳幼児期(0～5歳)の相談は、ここ数年、障害相談件数の過半数を占め、平成30年度も3,096件、57.6%となっている。各区保健福祉部での1歳半・3歳児健診が定着し、発達チェック体制が確立したことのほか、保護者が児童の発達の遅れに不安を抱き、相談につながる場合が多い。

こども家庭センターでは乳幼児期の相談について各区保健福祉部、医療機関、障害児通所支援事業所、保育所、総合療育センター、「通級指導教室」等の関係機関との連携を保ち、児童が就学に至るまで継続的に相談対応を行っている。

さらに、幼児期から学童期への連続した支援も重要であり、就学前フォローによる助言指導をはじめ、各学校、通級指導教室や学びの支援センターとの連携にも努め、多機関による支援体制の構築をめざしている。

図 12 相談対応の内訳

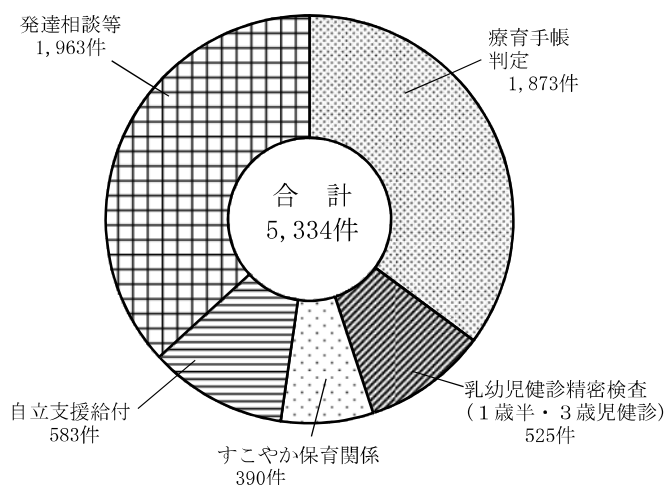
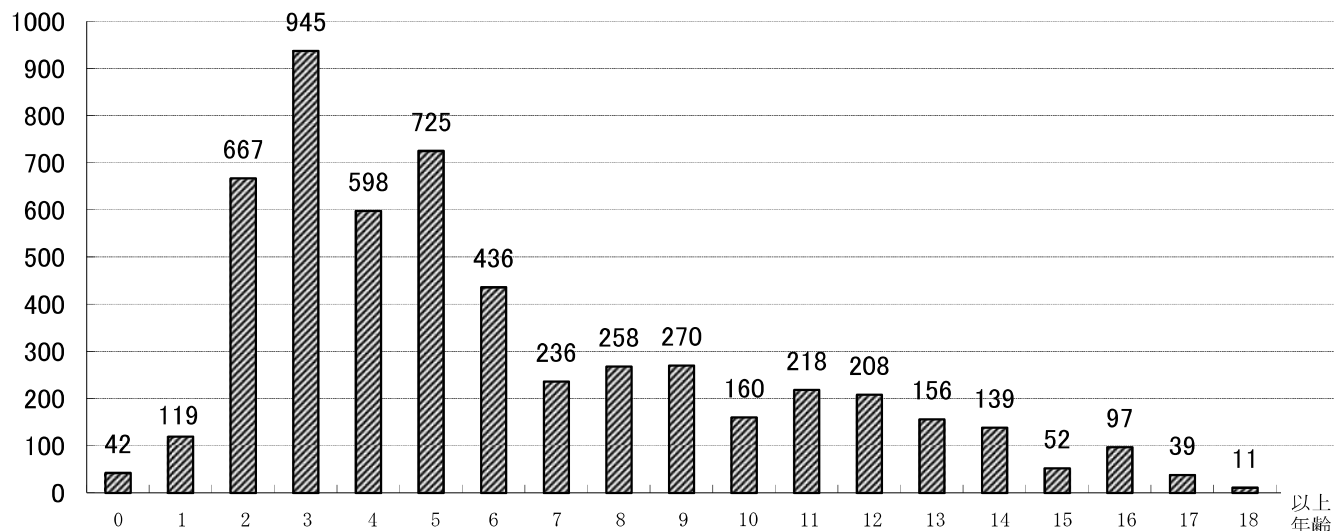


図 13 年齢別障害相談の状況



#### (4) 相談対応の状況

相談対応の内訳を見ると、「助言・指導」が5,302件で最も多く、「継続指導」12件、「施設契約」15件、「施設措置」5件となっている。

相談対応の内容(図12)は、療育手帳判定1,873件、発達相談等(児童への発達検査の実施と保護者への説明・助言等)1,963件、区保健福祉部の健診後の精密検査(1歳半・3歳児健診等)525件、すこやか保育関係390件、自立支援給付決定に関する意見書交付583件、などとなっている。

療育手帳判定は、重度障害者医療費助成の改正の影響により、平成16年度から平成17年度は激増(780件→965件)したが、その後も1,000件を超えて増加を続け、平成29年に1,800件を超えた。発達に障害のある児童が福祉サービスを利用したり、発達特性への配慮を求めるため、療育手帳へのニーズが高まっていると考えられる。

障害児施設への入所は原則契約となるが、児童虐待や保護者が行方不明等の場合には措置を行っている。平成31年4月1日現在、障害児施設における措置の件数は27件である。

#### (5) 相談体制

こども家庭センターでは、全ての相談の6割以上を占め、相談件数も増加傾向にある障害相談に関して、相談体制の強化を図ってきた。障害相談を担当する養育支援係に加えて、平成20年度に療育手帳更新時の発達検査業務を行う「発達検査チーム(以下、検査チーム。)」を立ち上げ、さらに平成26年4月には「障害児相談・検査専任チーム(以下、専任チーム。)」を設置した。

検査チームは、療育手帳更新に係る面接・発達検査を2大学(関西学院大学・親和女子大学)に委託しており、平成30年度には601件の検査を実施した。

専任チームは、主に「就学前児童の障害相談」、「すこやか保育判定のための発達検査」、「療育手帳の判定(一部)」を行っている。平成30年度に専任チームが実施した心理検査件数は930件である。また、すこやか保育対象児が在籍している保育所(園)への「巡回指導」も行っている。

## (6) 療育センターとの連携

神戸市では、昭和52年7月に心身障害福祉センターが開設され、身体障害児に関する相談・判定業務を担当していたが、平成11年4月に総合療育センターが開設され、従来心身障害福祉センターで行われていた障害児サービス業務が総合療育センターに引き継がれた。さらに、障害児に対する専門的外来診療、理学療法、作業療法、言語訓練の外来訓練システム、障害種別によるグループ指導などが、総合療育センターの新たな機能として加えられ、障害の早期発見・早期治療にむけての体制が、より一層充実した。

また、心身障害福祉センター内で運営されていた難聴児を対象とした児童発達支援事業と、肢体不自由児を対象とした医療型児童発達支援事業は、平成28年4月より総合療育センターまるやま学園として再編された。

神戸市の障害児療育体制は、総合療育センター、平成27年開設の西部療育センター、平成30年度開設の東部療育センターの、3センターにより機能強化が図られた。今後一層こども家庭センターと各療育センターとの連携を密にし、効率的な相談体制を構築していく。

## 第5章 非行相談の業務

### 1. 非行相談

非行相談では、ぐ犯行為や触法行為などのあった児童の相談に応じている。

ぐ犯とは、以下に掲げる事由があつて、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をする虞のある状態のことである。

- ・ 保護者の正当な監督に服しない性癖のあること
- ・ 正当な理由がなく家庭に寄り付かないこと
- ・ 犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、又はいかがわしい場所に入出入りすること
- ・ 自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のあること

ぐ犯相談では、家出・乱暴・性的逸脱などの問題行動のある児童や、触法行為があつたと思料されても警察署等から法第25条による通告のない児童に関する保護者からの相談を行っている。

触法相談では、触法行為（14歳未満の児童の刑罰法令に触れる行為）により警察署等から法第25条による通告のあった児童や、犯罪行為により家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談を行っている。

### 2. 相談の状況

#### (1) 相談件数

平成30年度の相談受付件数は、ぐ犯184件・触法154件、合計338件と前年比10.4%の増加となっている。非行相談受付件数に占める警察通告の割合は、61.8%となっている。警察通告の比率が高い背景には、近年、児童虐待対応において警察と児童相談所の連携が強化されたことや、警察が少年警察活動を積極的に実施する中で、触法行為だけでなく、ぐ犯行為や要保護児童を認知する機会が増えたものと考えられるが、刑法犯や特別法犯で検挙される少年の数自体は全国的にも減少傾向にある。但し、警察通告の場合は、保護者に問題意識が乏しく、継続指導に至らない事例もある。

警察からの通告以外の経路は、保護者からの任意相談が大半となっている。

表10 ぐ犯・触法相談種別と通告件数の推移

(単位：件)

	相談受付件数			通告の状況	
	相談種別		合計 (A)	警察通告 (B)	左の割合 B/A (%)
	ぐ犯相談	触法相談			
26	140	217	357	244	68.3
27	152	152	304	181	59.5
28	141	188	329	212	64.4
29	153	153	306	190	62.1
30	184	154	338	209	61.8

## (2) 相談の内容

触法通告としては、暴行・傷害、万引、自転車等の窃盗が引続き高い割合を占めており、占有離脱物横領を含めたいわゆる初発型非行の割合は70.3%になっている。

警察からの送致事件となるいわゆる「重大触法事件」（故意の犯罪行為による被害者死亡事件・短期2年以上の懲役若しくは禁固に該当する事件）については、平成30年度は0件であった。

児童の問題行動の背景には、経済的困窮、離婚等の養育環境上の要因や児童自身の被虐待経験、知的もしくは発達障害等の要因があげられる。

親子が抱える困難状況から家族員相互の関係が形成されず、家族内で問題解決を図ることができない世帯が多く、加えて近親者や近隣住民との関係も希薄なため協力を得られず、孤立している場合が多い。

非行相談の傾向としては、以下の点が挙げられる。

### ① 非行の一般化

特定の児童に限った問題ではなく、ごく普通に家庭、学校生活を送っている児童が万引や無断外泊などの触法、ぐ犯事件を起こすなど、問題行動の裾野が広がる傾向にある。また、これまで家庭や学校内の指導でとどまっていた小学校低学年の事案に警察や当所が初期の段階から介入することを求められる例もある。

### ② 交遊関係の拡大、スピード化

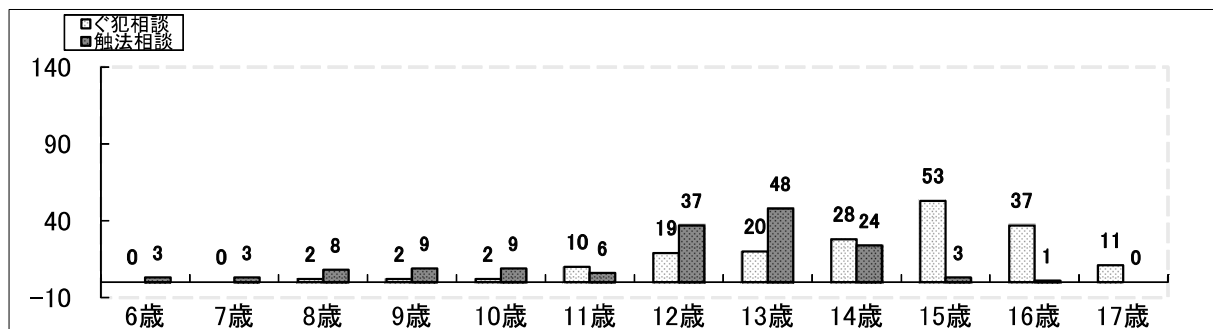
携帯電話やスマートフォン等の普及により、従来、校区内や近隣校にとどまっていた交遊関係が広域化し、さらに、成人を含めた年齢差のある者と行動を共にする傾向が顕著となっており、保護者や学校が把握することが困難な状況になっている。そのため、家出をした場合、長期化するだけでなく、行動範囲が広がったことにより居場所の特定が遅れ、発見しにくい状況の中、不適切な異性交遊や触法行為などを繰り返し、ぐ犯性を高めている。加えて、福祉犯罪の被害者となる場合もあり、特に女子児童は、重大な結果をもたらす可能性がある。

### ③ インターネットの普及

インターネットの普及により、誹謗・中傷等の書き込みからのトラブル、また、有害なサイトを見ることにより不適切な情報を得て、仮想と現実を混同してしまうことにより、道徳的判断が欠落し、実際に社会的逸脱行為等におよんでしまう傾向が見られる。

### (3) 年齢別の状況

図 15 年齢別ぐ犯・触法相談の状況



年齢別の状況は図15の通りである。

ぐ犯相談では15歳、触法相談では13歳が頂点となっており、思春期になり不安定さが増す状況を反映している。警察からの通告による触法相談は12歳から14歳（触法行為時：13歳、通告時：14歳）が中心となっているが、14歳以上の児童については犯罪事件として家庭裁判所に送致されるためである。

### (4) 相談対応の内容

非行相談に対し、こども家庭センターが行う具体的な対応には以下のものがある。

- ① 一過性の非行で比較的簡単な助言指導を行う（助言指導）。
- ② 主たる非行は改善されたが、学校生活や交遊関係などに不安定要素があり、継続的な観察や通所による面接等を行う（継続指導）。
- ③ 触法行為をしたが一過性のもので、家庭や学校の指導で再発を防止できると判断する事例などは、児童及び保護者に訓戒し、再び問題行為を繰り返さないことを誓約させる。

（児童福祉法第27条第1項第1号措置「訓戒・誓約」）

- ④ 日常生活に乱れがあるなど、家庭内の葛藤が原因で非行を再発すると判断した場合は定期的にこども家庭センターに通所させて児童福祉司、児童心理司が指導する。児童や保護者との面接をもとに家族関係の調整や児童へのカウンセリングを行い、さらに学校と連携して交遊関係や学校生活の安定を図る。

（児童福祉法第27条第1項第2号措置「児童福祉司指導」）

- ⑤ 在宅での通所指導では親子関係の調整が困難であり、非行性が高く問題行動を繰り返すおそれがある事例は児童福祉施設（児童自立支援施設、児童養護施設等）への入所措置を行う。

（児童福祉法第27条第1項第3号措置「児童福祉施設入所」）

- ⑥ 非行内容の重大性や児童・保護者の非協力的な姿勢など、福祉的な措置では指導が困難であり、審判に附すべきと判断した場合、家庭裁判所に送致する。

（児童福祉法第27条第1項第4号措置「家庭裁判所送致」）

平成30年度の対応状況は表11のとおりである。

相談に対して、生活習慣の改善や家庭基盤の修復等を児童福祉司が通所や訪問などで指導を行いながら親子関係の見直しや調整等を行う助言、継続指導等の面接指導（措置によらない指導）が262件と最も多く、全体の67.5%を占めている。

訓戒・誓約は10件（2%）、措置による児童福祉司指導は0件、家庭から児童を分離して処遇する児童福祉施設（児童自立支援施設・児童養護施設等）への入所措置は17件（4.3%）、家庭裁判所送致は7件（1.8%）となっている。

表11 ぐ犯・触法等相談種別対応件数の状況

(単位：件)

処理別 内容別	助言・ 継続指導	訓戒・ 誓約 (1号)	児童福祉 司の指導 (2号)	児童福祉 施設入所 (3号)	家庭裁判 所送致 (4号)	その他	処理中	合計
ぐ犯相談	134	0	0	8	5	9	43	199
触法相談	128	10	0	9	2	3	37	189
合計	262	10	0	17	7	12	80	388



## 第6章 育成相談の業務

### 1. 育成相談

育成相談は、児童の性格行動、適性、しつけ及び不登校や家庭内暴力、性格・行動等に問題がある児童についての相談に応じている。

### 2. 相談の状況

#### 1) 相談件数

平成30年度の相談件数は表12のとおり488件で、全相談件数の5.7%を占めている。

相談の種別では、性格・行動の相談が330件、不登校の相談が147件で、合わせて育成相談全体の98%を占めている（表12）。

#### (2) 相談の内容

性格行動の相談内容の多くは、児童の人格上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、生活習慣の著しい逸脱等である。その他、金銭持ち出し、抜毛、リストカットなどの自傷行為、家庭内暴力に関

する相談も多い。これらの問題症状は、児童の精神発達や情緒の問題だけではなく、複雑な家庭環境や親子関係の不調が原因となって二次的な障害として起こっている。

こども家庭センターにおける不登校の相談内容の多くは、学校内でのいじめや人間関係のつまずきのため学校に行きたくないという児童の問題だけではなく、家庭内での様々な出来事から派生する。

不登校と同時に家庭内暴力・反抗等、他の問題行動が重複して発現していたり、不登校の要因として明らかに虐待が疑われたりする場合も多く、不登校の状態は認めつつも対応に緊急性を要する他の相談内容を主訴として受け付けることも多い。

また、スマートフォンの普及により誹謗・中傷等の書き込みからのトラブルに起因する友人関係の悪化や、ゲーム依存で生活リズムが崩れたり正常な対人関係が保てなくなったことが不登校の原因になったり、その反対に不登校状態の中でネットに依存するようになるなど、児童がネット社会の影響を大きく受けていることが近年の特徴である。

#### (3) 年齢別の状況

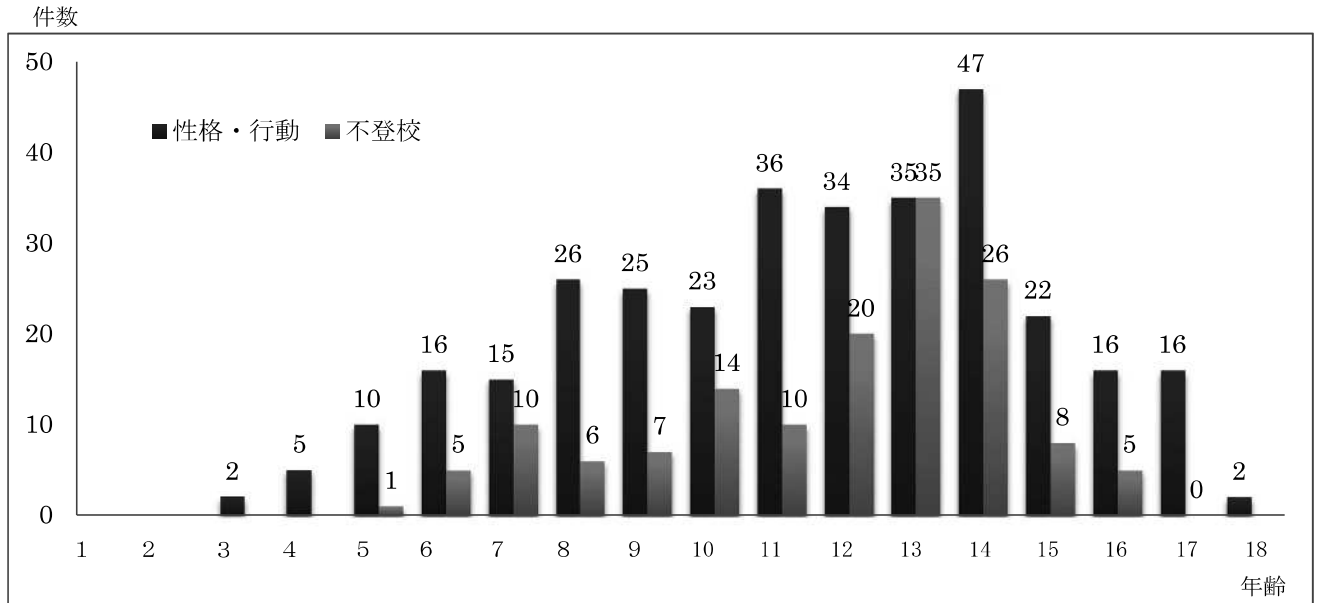
性格・行動と不登校についての相談の年齢別の状況は図16のとおりである。

乳幼児（0～5歳）期は、育成相談受付件数の4.5%、6～8歳は16.4%、9～11歳は24.2%である。また12～14歳は40.6%と最も多くなり、15歳以上の相談は14.3%を占めている。

表12 育成相談件数の推移 (単位：件)

種別 年度	相談件数					不登校の割合 A/B (%)
	性格・ 行動	不登校 (A)	適性	しつけ	総件数 (B)	
26	296	129	0	5	430	30.0
27	295	126	0	7	428	29.0
28	242	103	0	4	349	29.5
29	264	133	0	3	400	33.3
30	330	147	1	10	488	30.0

図16 年齢別相談受付件数の状況



相談種別でみると、各年齢層にわたり問題を抱えていることがわかる。最近では、高校生年齢からの相談が増加している。また、不登校では中学生年齢に当たる12歳から14歳の年齢に相談が集中しているのが特徴である。

(4) 相談対応の状況

育成相談に対応していく過程において、児童の問題の背後にある様々な問題が見え隠れすることも多い。その内容は、児童自身の発達の問題や家族間の葛藤、家庭を取り巻く関係機関との不調和など多岐にわたる。適切な助言指導で終結することもあるが、継続的な援助が必要な場合は、各種のソーシャルワーク、カウンセリング、心理療法等の技法による援助を行っていくこととなる。

通常は保護者からの任意の相談で受理を行い、援助を進めていくが、家庭内暴力の場合には、危険を感じた保護者の110番通報を端緒としたぐ犯通告によって相談受理を行うケースもある。

継続指導中に警察や学校からの虐待通告を受理することも多く、その場合は家庭支援係の虐待対応パートが介入を行い、育成相談係と連携して児童の安全を守っていく。

平成30年度の相談対応件数は514件である。その内訳をみると「助言・指導」が334件、「継続指導」が163件、「他機関あっせん」が1件、「児童家庭支援センター指導委託」が1件、「児童福祉施設入所・通所」「里親委託」が13件、「その他」が2件となっている。

このうち「継続指導」の多くは親子通所によって児童のカウンセリングや保護者との面接等を行っている。さらに、児童や保護者の状態、通所の目的等に応じて児童家庭支援センターへの指導を委託するケースもみられる。また在宅での通所指導では親子関係の調整が困難であり児童の問題行動の改善が見られない場合や、虐待環境に置かれている場合には、「児童福祉施設入所」「里親委託」となる。施設入所後も親子関係調整のために面接、面会、外泊等を重ねて再統合のための援助を行っている。

## 第7章 判定の業務

### 1. 判定指導

判定指導係は、児童福祉法第11条に基づき「児童及びその家庭につき、医学的、心理学的及び精神保健上の判定と指導を行う」という役割を担い、精神科医と児童心理司の2職種で構成している。

具体的な判定指導係の業務は、精神医学や臨床心理学の知識・技術を用いて、医学的な見地から問診、診察、検査等による医学診断と面接、観察、心理検査等による心理診断を行い、児童の援助（治療を含む）の内容、方針を定める役割を担っている。

### 2. 心理学的診断

平成30年度の心理診断件数は4,037件であった。

相談種別ごとに心理診断した件数（図17）をみると、障害相談関係が3,264件で最も多く、以下養護相談、育成相談、非行相談の順となっている。

障害相談では、主に発達に関する心理診断を行っており、心理診断結果をもとに、その後の児童への関わり方や進路についての助言を行っている。

当センターでは、年々増加する障害相談に対応するため、平成20年度より療育手帳更新時の発達検査業務を行う「発達検査チーム」、平成26年度には、さらに相談・判定業務体制を強化するために、「障害児相談・検査専任チーム（以下、専任チーム）」を設置している（第4章「障害相談の業務」参照）。

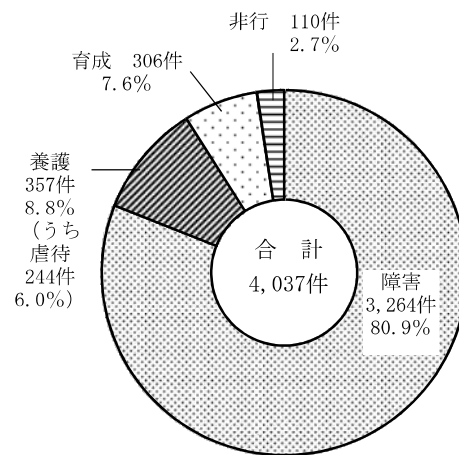
養護相談は、主に児童福祉施設への入所措置や里親への委託にあたっての児童の援助指針を立てるために心理診断を行い、措置した後のフォローアップ等も含まれる。また、近年特に、虐待相談件数の増加が著しく、職権一時保護の件数等も増えてきている。一時保護後、なるべく早期に心理診断を行い、方針決定に役立てるようにしている。

また、施設入所中の思春期を迎えた中・高校生に対して、あるいは施設入所中に不適応行動を起こした児童に対する指針が求められることも多い。中・高校生に対する指針としては、毎年、児童養護施設に入所している中学2年生を対象に、個別に心理検査を実施し、児童の生活指導や進路決定の際の援助に役立てるようにしている。不適応行動を起こした児童に対する指針としては、必要に応じて心理検査を実施し、その結果をもとに、ケースカンファレンスを行うなどして施設と連携し、その後の生活指導や通所指導などの支援に役立てるようにしている。

虐待を含む養護相談だけでなく、不登校、家庭内暴力、神経性習癖などの育成相談や、ぐ犯、触法などの非行相談も、心理診断だけではなく、その後の治療・指導にも重点を置いている。

また、児童本人の心理的な動きを理解することだけではなく、家族システムの再構築などの観点から問題をとらえ直すことも行っている。さらに、障害、育成、非行、養護と相談種別を明確に区別できないケースが増えており、障害相談においても、これらの視点が求められている。

図17 心理診断件数



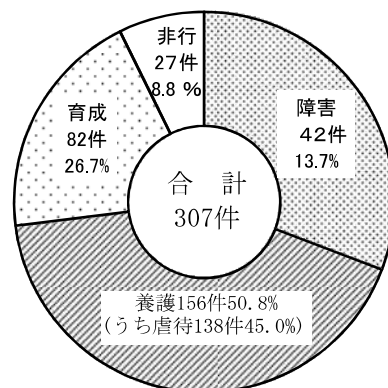
心理診断指導は、発達検査または知能検査、人格検査その他検査、面接、行動観察を通して行っている（表13）。

表13 平成30年度 心理診断指導件数の状況

（単位：件）

心理診断指導	8,819
＊発達検査（新版K式・津守式等）	3,263
＊知能検査（WISC-Ⅲ等）	298
＊人格検査（ロールシャッハ・P-Fスタディ・SCTなど）	1,624
＊その他の検査（ベンダーゲシュタルト・ITPA・K-ABC等）	7
＊面接・観察・指導 （関係者の面接、指導及びすこやか保育巡回指導を含む）	3,627

図18 精神科診察件数



### 3. 医学的診断

医学的診断としては、児童精神科の診察を中心に行っている。

最近では、障害相談、養護相談を中心に、精神科的立場からの診察・検査が必要なケースも多く、一時保護ケース在宅ケースを問わず、必要に応じて専門医による診察を実施しており、平成30年度は307件（延べ313回）であった。

また、児童精神科医師は、医学的立場からスーパーバイザーとして児童心理司や児童福祉司に助言指導する役割も果たしている。心理診断及び精神医学的診断件数の推移は、表14のとおりである。

表14 心理診断及び精神医学的診断件数の推移（単位：件）

種別 年度	養護相談 (かっこ内虐待)		障害相談		非行相談		育成相談		その他		合計		総計
	心理	精神医	心理	精神医	心理	精神医	心理	精神医	心理	精神医	心理	精神医	
26	298(178)	63(51)	2804	116	102	22	299	41	1	0	3504	242	3746
27	334(213)	92(74)	2821	107	95	26	289	60	1	0	3540	285	3825
28	379(244)	122(97)	3072	89	92	21	250	57	0	0	3793	289	4082
29	411(268)	128(99)	2981	65	96	23	273	60	0	0	3761	276	4037
30	357(244)	156(138)	3264	42	110	27	306	82	0	0	4037	307	4344

＊「発達検査チーム」「専任チーム」の実判定件数含む（専任チームについては平成26年度より）

### 4. 通所による指導・治療

調査・判定の結果、継続して指導や治療が必要であると判断されたケースには、定期的な通所により、指導や治療を行っている。治療技法は、遊戯療法、箱庭療法、行動療法、カウンセリング等で、それらを組み合わせて行っている。

平成30年度に行った通所治療件数は表15のとおりである。そのうち、児童心理司が担当した件数は662件、延べ治療回数は3,004回であった。児童と保護者、あるいはその他（児童福祉施設職員等）を対象

とした並行面接の形態での通所治療件数は518件で、児童のみを対象とした面接での通所治療件数は125件であった。

通所治療においては、主に児童心理司が児童を、児童福祉司が保護者・関係者を担当するが、ケースによっては、両者の役割を入れ替えたり、一緒に家族の治療に当たったり、柔軟に対応している。

なお、発達クリニックにもこれまでよりは減少傾向にあるものの、児童心理司が出務している。

表 15 通所治療件数の状況 (単位：件)

担当 対象	①精神科医	児童心理司		合計 (①+②)	総合計
		②通所治療	発達クリニック		
並行 (児童+保護者・その他)	0	518	31	518	549
児童	3	125	0	128	128
保護者・その他	3	19	4	22	26
合計	6(8)	662(3,004)	35(847)	668(3,012)	703(3,859)

\*数値は実件数、かっこ内は延べ回数

平成30年度に児童心理司・精神科医が関わった個別治療を主とした通所ケース（発達クリニック部門を除く）の状況は、図19～21に示している。年代別では中学生が4割程度を占めているが、最近の傾向として中卒以上（高校生年齢）も増加傾向にある。相談種別では虐待ケース、育成ケース（不登校を含む）が多い。治療技法別ではカウンセリングが7割強と最も多いが、この中にはゲームをしたり、手芸やプラモデルを作ったりしながらカウンセリングをするケースもかなりある。これは言語で意思を表現することが苦手な児童を対象とすることが多いので、一緒に遊ぶ中で関係を築き、治療を行っていくことが必要となるためである。

通所回数は児童の状態により、毎週、隔週、月1回また不定期とさまざまである。通所期間も、数回で終了するものからケースによっては数年に及ぶものまでである。

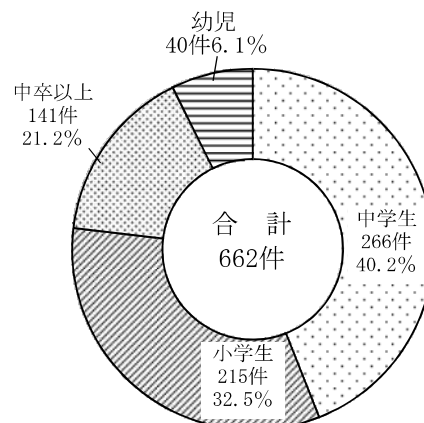
その多くは在宅のままで治療に通うこととしているが、改善がはかれない場合は、一時保護所で短期治療を行ったり、長期的な治療を要する場合は、児童福祉施設を利用することがある。

また、施設入所後も問題が治まらなかったり、一定時間を置いて問題が再発して来ることも多く、施設からの通所や訪問等も行っており、30年度はそれぞれ105件、53件であった。

さらに、最近の傾向として、虐待、非行、不登校等と明確に区別できないケースが増えていること、比較的長期にわたり治療をしなければならないケースが多くなっていることが特徴としてあげられる。

なお、児童心理司による個別治療を主とした相談種別通所ケースの推移は表16、図20に示した通りで

図19 年代別通所治療件数



ある。これまではほぼ全ての相談における通所件数が増加の一途をたどっていたが、30年度は障害相談や虐待以外の養護相談での通所治療件数が減少した。一方、虐待相談での通所治療件数は横ばい状態だが、非行相談や育成相談がやや増加している。

図20 相談種別通所治療件数

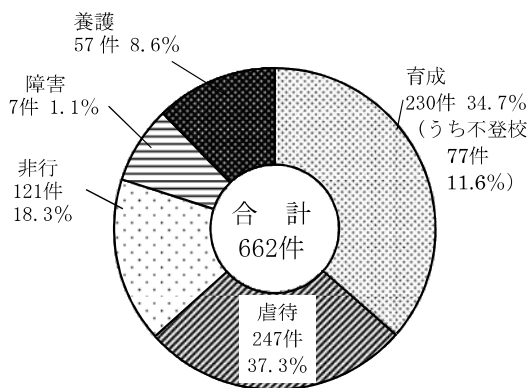


表16 児童心理司による相談種別通所治療件数の推移

種別 年度	養護	虐待	障害	非行	育成	その他	合計
26	67	156	53	118	226	0	620
27	66	156	70	116	250	0	658
28	89	196	57	121	266	0	729
29	84	248	29	115	216	0	692
30	57	247	7	121	230	0	662

図21 治療技法別通所治療件数

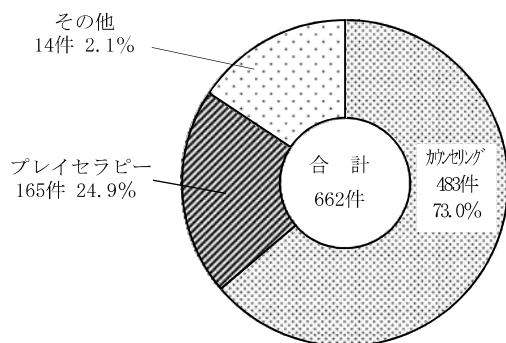


表17 療育手帳に係る判定件数の推移

(単位:件)

種別 年度	判定件数	
	新規	再判定
26	640	820
27	694	878
28	717	929
29	861	985
30	838	932

## 5. 制度や事業に基づく判定・指導業務

障害相談関係では、一般的な相談の他に、療育手帳（表17）、乳幼児健診、すこやか保育（表18）等にかかわる判定を行っている。

療育手帳は早い場合は1歳程度から申請があり、その後2年から5年毎に再判定を行っている（18歳以上は障害者更生相談所）。

乳幼児健診では、平成8年度頃から、各区のスクリーニング体制の充実のもとに精密検査の件数も増えているが、これらの児童に対しては、適宜フォローアップを行い、児童の状況に応じて発達クリニックや児童発達支援につないだり、また、「きこえとことばの教室」や「そだちとこころの教室」などの紹介を行っている。

すこやか保育については、保育所（園）の増加とともに年々判定依頼も増えている。障害別では「知的障害」が最も多いが、近年「その他の発達障害」も増加している。なお、すこやか保育対象児がいる保育所に対しては巡回指導も行っている。

表18 すこやか保育に係る判定の状況

(単位：件)

種別 意見	知的 障害 害	情 緒 障 害	肢 体 不 自 由	視 力 障 害	聴 力 障 害	身 体 虚 弱	そ の 他 の 発 達 障 害	正 常	合 計
加配による配慮の 必要性あり	104	1	1	2	0	2	116	0	226
加配による配慮の 必要性なし	1	3	0	0	0	0	3	2	9
保育状況把握が 必要	141	0	5	0	1	5	3	0	155
合 計	246	4	6	2	1	7	122	2	390

注) 平成29年9月16日にすこやか保育支援事業に関する要綱が改正され、対象か否かの判定は子育て支援部にて行うこととなった。それに伴いこども家庭センターは、発達検査の結果等に基づいた意見を子育て支援部に伝えるよう変更されている。

なお、こども家庭センターの意見については、子育て支援部との協議により表18にあるような3種類に分類している。

## 第8章 一時保護所の業務

### 1. 一時保護

一時保護係は、児童福祉法第33条に基づきこども家庭センター所長が必要と認めた場合に、児童を一時保護する役割を担い、24時間・365日体制で業務を行っている。

ここでは、児童指導員・保育士・看護師・栄養士・調理師・児童心理司・学習指導員などの職員が、緊急保護、アセスメント、短期治療等を必要とするために入所した児童に生活面のケア、教育・学習支援、健康管理等を行っている。

### 2. 一時保護の状況

平成30年度に一時保護した児童の状況は表19のとおりである。

実人員は303人となっており、昨年度より減少はしているがほぼ横ばいの状況であった。また、一定数の児童は再入所である。

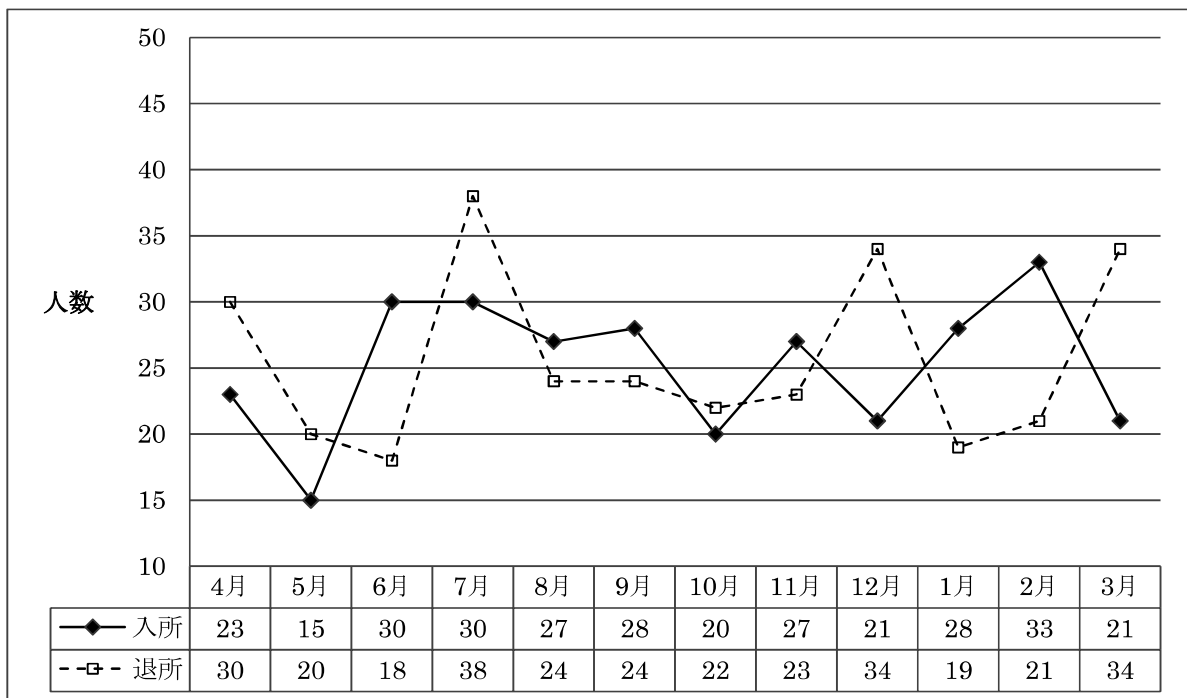
平均保護日数は33.0日で前年より若干増加した。この一時保護期間中に、児童の精神的な安定を図るとともに、家庭環境等の社会調査や家族関係の調整等を行い、児童及び保護者の意向をふまえながら援助方針を決定することとなる。

平成30年度の月別の入退所の状況は図22のとおりである。

表19 一時保護件数の推移

年度	実人員 (人)	延べ人数 (人)	平均保護 日数 (延べ日数/退所人数)	平均保護 人数 (延べ人数/365)
26	313	9,597	29.5	26.3
27	323	10,036	33.4	27.5
28	314	11,365	34.0	31.1
29	323	10,228	32.8	28.0
30	303	10,746	33.0	29.4

図22 平成30年度月別入・退所の状況





30年度の入所は2月が33人で最も多く、最も少ない5月は15人。また退所は7月が最高で38人、6月が最も少なく18人であった。年末年始の越年は21人であった。

### 3. 相談種別の一時保護の状況

相談種別の構成及び年度推移の状況は表20のとおり。養護相談事例が71.0%で、全体の45.2%が虐待相談であった。虐待相談は前年より数値は増加したものの毎年4割前後で推移している。非行相談は全体の17.8%であった。

表20 相談種別の一時保護件数の推移

(単位：人)

種別 年度	合計	養護相談	非行相談	障害相談	育成相談	その他
26	313	234 (74.7) 再掲：虐待 118 (37.7)	34 (10.9)	3 (1.0)	42 (13.4)	0 (0.0)
27	323	247 (76.5) 再掲：虐待 123 (38.1)	37 (11.5)	1 (0.3)	37 (11.5)	0 (0.0)
28	314	245 (78.0) 再掲：虐待 143 (45.5)	44 (14.0)	2 (0.7)	23 (7.3)	0 (0.0)
29	323	247 (76.5) 再掲：虐待 129 (39.9)	41 (12.7)	0 (0.0)	34 (10.5)	1 (0.3)
30	303	215 (71.0) 再掲：虐待 137 (45.2)	54 (17.8)	0 (0.0)	34 (11.2)	0 (0.0)

※ ( ) 内数字は、その年度ごとの構成比で、単位：%

### 4. 年齢別の一時保護の状況

年齢別の状況は表21のとおり。なお、2歳未満の児童は、原則として乳児院に一時保護委託を行っているが、平成30年度は1件の受け入れを行った。

また、年齢ごとの相談種別をみると、11歳までの相談の90.4%が養護相談であり、そのうち58.9%が虐待による保護である。

表21 年齢別一時保護件数の推移

(単位：人)

年齢 年度	合計	2歳未満	2～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上
26	313	0 (0.0)	58 (18.5)	110 (35.1)	106 (33.9)	39 (12.5)
27	323	0 (0.0)	78 (24.1)	102 (31.6)	116 (35.9)	27 (8.4)
28	314	0 (0.0)	58 (18.5)	104 (33.1)	111 (35.4)	41 (13.0)
29	323	2 (0.6)	76 (23.5)	99 (30.7)	104 (32.2)	42 (13.0)
30	303	1 (0.3)	53 (17.5)	102 (33.7)	84 (27.7)	63 (20.8)

※ ( ) 内数字は、その年度ごとの構成比で、単位：%

## 5. 一時保護児童の措置状況

一時保護児童の措置の状況は表22のとおり。児童福祉施設への入所児童数の割合は約29%となっており、近年を見ても30%前後で推移している。

表22 一時保護児童の措置件数の推移

(単位：人)

年度	児童福祉施設入所				帰宅	他の児童相談所に移送	家庭裁判所送致	その他	合計
	児童養護施設	児童自立支援施設	その他の児童福祉施設	小計					
26	69 (22.4)	14 (4.6)	4 (1.3)	87 (28.3)	206 (66.9)	2 (0.6)	2 (0.6)	11 (3.6)	308
27	67 (21.3)	19 (6.1)	20 (6.4)	106 (33.8)	191 (60.8)	4 (1.3)	1 (0.3)	12 (3.8)	314
28	68 (20.9)	18 (5.5)	22 (6.8)	108 (33.2)	199 (61.2)	4 (1.3)	3 (0.9)	11 (3.4)	325
29	68 (21.3)	16 (5.0)	24 (7.5)	108 (33.9)	187 (58.6)	5 (1.6)	2 (0.6)	17 (5.3)	319
30	51 (16.7)	19 (6.2)	18 (5.9)	88 (28.8)	185 (60.4)	5 (1.6)	6 (2.0)	22 (7.2)	306

※ ( ) 内数字は、その年度ごとの構成比で、単位：%

## 6. 一時保護委託児童の委託状況

委託数は年々増加しているが、これは一時保護件数の増加と並行している。28年度の委託先は児童養護施設・乳児院が56%である。措置先は39%が家庭引取りで、児童福祉施設入所は21%であった。

表23 一時保護委託先

(単位：人)

年度	合計	警察	乳児院	児童養護施設	里親	その他
26	154	24 (15.6)	55 (35.7)	49 (31.8)	3 (2.0)	23 (14.9)
27	154	34 (22.1)	61 (39.6)	33 (21.4)	8 (5.2)	18 (11.7)
28	282	81 (28.7)	77 (27.3)	65 (23.0)	23 (8.2)	36 (12.8)
29	269	86 (31.9)	69 (25.6)	51 (18.9)	28 (10.4)	35 (13.0)
30	319	104 (32.6)	82 (25.7)	48 (15.0)	58 (18.2)	27 (8.5)

※ ( ) 内数字は、その年度ごとの構成比で、単位：%

表24 一時保護委託児童の措置件数の推移

(単位：人)

年度	合計	児童福祉施設入所	里親委託	家庭裁判所送致	帰宅	その他
26	154	43 (27.9)	1 (0.7)	2 (1.3)	69 (44.8)	39 (25.3)
27	154	36 (23.4)	6 (3.9)	2 (1.3)	61 (39.6)	49 (31.8)
28	282	58 (20.6)	7 (2.4)	0 (0)	109 (38.7)	108 (38.3)
29	269	57 (21.2)	12 (4.4)	1 (0.4)	83 (30.9)	116 (43.1)
30	319	31 (9.7)	7 (2.2)	0 (0.0)	112 (35.1)	169 (53.0)

※ ( ) 内数字は、その年度ごとの構成比で、単位：%

## 第9章 発達クリニック

### 1. 発達クリニック

昭和62年11月、児童相談所と大型児童館の機能をあわせ持つ、神戸市総合児童センター（愛称「こべっこランド」）が設置され、神戸市における児童福祉の中核施設として位置づけられた。

神戸市総合児童センターの具体的な役割としては、①健全育成、②療育指導、③啓発、④相談（こども家庭センター）が挙げられ、その中の②療育指導のための事業が「発達クリニック」である。

こども家庭センターでは、原則として「個別指導」を中心に通所指導や心理治療を行っていたが、相談受案件数の増加に伴い、継続した支援を必要とするケースも増加していた。

これは、相談内容が複雑化、多様化し、より効果的かつ効率的な支援方法について検討する必要性が生じたということでもあった。こうした支援ニーズに対応するために、(1)こども家庭センターがもっている専門的な知識・技術を高め、児童支援の質的向上を図る、(2)グループ指導を導入し、支援の効率化を図る、という2点が必要であるとされた。

そこで、専門的な知識・技術を有する大学の研究グループと、総合児童センター、こども家庭センターが連携し、「発達クリニック」として以下の5事業を導入することとなった。

- ① 発達障害児の早期療育プログラムである「障害乳幼児親子教室」
- ② 就学前から小学校低学年の発達障害児等を対象とした「感覚運動指導教室」
- ③ 一般の乳幼児や夜尿症の小学生の保護者を対象とした「親と子のふれあい講座」
- ④ 学齢期・思春期の子育てに悩む保護者を対象とした「学齢期・思春期子育て講座」
- ⑤ 1,500g未満で出生した子どもと保護者の家庭養育を支援する「YOYOクラブ」

### 2. 発達クリニックの内容

それぞれの教室や講座では、代表の先生方を中心に、子育て支援や子どもの発達支援にかかわるプログラムの開発と実践を行っている。

こども家庭センターからは、専門職職員が教室・講座に参加し、①子どもの発達支援、②保護者の障害受容の支援、③プログラム終了後の集団参加（児童通所支援、幼稚園、保育所等）に関する情報提供などを行った。



# 児童虐待防止110番

## はじめに

「神戸市児童虐待防止110番」（以下電話相談と略す）は、阪神淡路大震災をきっかけに平成7年4月に開設された「神戸市こころの相談110番」をそのまま引き継ぐ形で平成12年4月に開設された。子育てに関する不安や心配事の相談に応じることは、親子関係を良くする援助につながる。今日、児童虐待が大きな社会問題となっており、その予防活動が急務であることから、電話相談を児童虐待防止事業に位置づけることとした。愛称は従来の電話相談と同じく「すこやかテレフォン<sup>おーいよこ</sup>0145」とし、子育てに関する相談を受け付けるという点では変わりはない。なお、チラシにも神戸市の広報紙にもこの事業は掲載され、児童虐待防止の意図を明らかにした広報を行っている。

## 1. 相談の概要（表1・2）

### (1) 相談件数

平成30年度の全受信件数は665件、そのうち問い合わせやいたずら電話を除いた実質相談は644件であり、昨年度に比べ14%減少している。1ヶ月の平均相談件数は、約54件である。

相談者は、保護者を中心とする大人がほとんどであるが、児童本人からの電話が27件あった。これは昨年の上の受信件数である。

### (2) 年代別・性別

年代については、平成30年度は、高校生の割合が最も多くなり、全体の30%となる。次いで、中学生が20%となる。

性別については、中学生以下は男子、高校生は女子の保護者からの相談の方が多かった。

## 2. 相談に対する処遇について（表3）

相談に対する処遇については、カウンセリング、助言・指導が87%を占める。匿名で、その場限りの関係ゆえに相談しやすいという長所をもった電話相談であるために、相談は1回で終わる場合が多いが、継続フォローが是非必要と判断したときは、再度電話するよう助言している。ただし、その際は相談相手の電話番号は聞かないことにしており、あくまでも相談者の自主性に任せている。ここ数年の特徴としては、保護者、児童本人共に繰り返しかけてくるケースが増加しており、電話によるカウンセリングの効果が出ているケースが増えている。他の機関に紹介する場合の紹介先は、こども家庭センター、他の児童相談所、福祉関係機関（神戸市総合療育センター・区保健福祉部）、教育関係機関、病院等である。

## 3. 年代と主訴（表4）

相談の主訴として、最も多いのは「その他」（親自身の人間関係の悩み）である。子どもの年齢層にかかわらず、子ども自身についての悩みだけでなく、親同士や親族間との関係に悩むことが多い状況が浮かび上がっている。次に多いのが「育成」に関する相談である。平成30年度は中学生、高校生の相談が多く、全体の半数を占めており、思春期の育て方への悩み、また児童本人の人間関係の悩みについて相談電話をかけてくる事が多かった。

## 4. 虐待関係

### (1) 虐待通報

2件であった。虐待通報があった場合は、当こども家庭センターの家庭支援係につないでいる。なお、市外の場合は管轄の児童相談所への通報を依頼している。

### (2) 虐待相談

「子どもが思うように動かず叩いてしまった」「イライラしてどなってしまう」「虐待みたいな接し方をしてしまう」など、子どもに対して不適切な言動をとったことに対する相談を虐待相談として再掲(表4-1)した。件数は14件である。これは明確な訴えのあったケース数であって、他の主訴の場合でも「今の子育ての仕方での不安」「子どもを認めると子どもの言いなりになる感覚」という訴えをしている育児ストレスの高いケースがみられる。

保護者自身の気持ちを落ち着けようと繰り返しかけてくるケースがあり、電話相談で話すことによって虐待にエスカレートすることを防いでいる。

## 5. 虐待相談内容

子どもの発達過程で、養育のつまずきにとまどっている保護者の姿が浮き彫りになってくる。多くの場合、母親は一人で悪戦苦闘しており、周りから孤立しているように感じている。実際母子家庭や夫や祖父母から育児の援助の少ない家庭であったり、再婚家庭で母親のストレスが高い家庭背景がある。親の思い描いていた子ども像と実際の子育てとのズレに不満を持ち、焦り、いらだっている。その気持ちが爆発し、子どもに攻撃を向けてしまった後、自責の念にかられ落ち込んでしまう。

また、母親に精神疾患があったり、母親自身が虐待を受けてきたとか、ドメスティックバイオレンスがあるなど養育者の問題が複雑になってきている。

<対応としては次のような援助を心掛けている>

§ 「たいていしまう」等の発言に対して、責めるような対応はしない。

§ 子どもの様子を聞きながら、子どもの気持ちを一緒に考えてみる。多くの母親はすでに気づいているので、確認するような感じになる。

§ 子どもの成長過程を振り返る。成長過程について説明を少し加える。成長していることが判れば、少し安心できる場合もある。

§ 話の内容から、親が出来ている良い対応の仕方を取り上げ、母親自身に再確認してもらう。

§ 子どもの年齢が高い(中・高校生ぐらい)場合は、親子は必ずしも性格・気持ち等が合うものではない(合わないのがおかしいわけではない)という立場で対応することがある。合わないしんどさを受け止めるようにする。

相談時間は、30分から60分位が多いが、60分以上かかる相談も13%ある。平均相談時間は34分程度である。話をきいてもらうことで「ちょっと、楽になりました。少しずつやってみます。」など、終了時には、相談者の声の感じも落ち着き、柔らかくなる。「また何かありましたらどうぞ」と付け加えて終了する。

表1 電話による相談の概況

平成30年度 (単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	備考	
受信状況	全受信件数	59	57	52	58	61	50	62	65	44	57	57	43	665		
	相談者	保護者	56	52	49	49	52	46	62	59	40	53	51	40	609	
		児童本人	2	2	2	7	2	2	0	3	2	2	2	1	27	
		その他	1	0	1	1	2	0	0	2	0	1	0	0	8	
		計	59	54	52	57	56	48	62	64	42	56	53	41	644	
	受信内容	虐待通報	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	2	
		一般相談	59	54	52	56	56	48	62	63	42	56	53	41	642	
		問合わせ等	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	1	4	
		ノイズ	0	3	0	1	3	2	0	1	2	1	3	1	17	
		計	59	57	52	58	61	50	62	65	44	57	57	43	665	
相談者の状況	年代別	3歳 男	0	1	1	1	0	2	0	4	1	0	0	1	11	以下は、 受信内容 のうち 「虐待通報・ 問合わせ等」 及び ノイズを 除いたものに ついての 状況である。
		3歳 女	0	0	1	0	1	0	2	1	1	0	2	0	8	
		未満 小計	0	1	2	1	1	2	2	5	2	0	2	1	19	
	・性別	3歳 男	4	6	5	2	1	3	4	6	4	4	5	0	44	
		3歳 女	5	1	4	2	2	0	0	0	0	1	2	2	19	
		就学前 小計	9	7	9	4	3	3	4	6	4	5	7	2	63	
	・性別	小学1 男	2	6	5	7	4	4	2	11	10	5	1	4	61	
		小学1 女	0	2	0	0	2	1	11	2	0	2	1	1	22	
		3年生 小計	2	8	5	7	6	5	13	13	10	7	2	5	83	
	・性別	小学4 男	5	8	7	12	6	5	8	8	1	11	11	3	85	
		小学4 女	1	0	1	0	0	0	1	2	0	1	0	1	7	
		6年生 小計	6	8	8	12	6	5	9	10	1	12	11	4	92	
	・性別	中学生 男	10	7	9	10	10	9	3	4	8	10	11	7	98	
		中学生 女	9	3	3	5	1	2	3	1	2	0	0	2	31	
		小計	19	10	12	15	11	11	6	5	10	10	11	9	129	
	・性別	高校生 男	9	3	0	1	0	2	0	3	0	1	0	1	20	
高校生 女		1	10	11	12	18	14	26	17	12	19	18	18	176		
小計		10	13	11	13	18	16	26	20	12	20	18	19	196		
件数	成人 男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	成人 女	13	7	5	5	11	6	2	5	3	2	2	1	62		
	小計	13	7	5	5	11	6	2	5	3	2	2	1	62		
計	男	30	31	27	33	21	25	17	36	24	31	28	16	319		
	女	29	23	25	24	35	23	45	28	18	25	25	25	325		
	計	59	54	52	57	56	48	62	64	42	56	53	41	644		

表2 主訴：児童本人分（累計）

平成30年度（単位：件）

年代・性別		いじめ	友人関係	異性	学業	進路	その他の学校関係	性格	身体など	家庭	その他	合計	備考
小学1～3年生	男女計											0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
小学4～6年生	男女計											0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
中学生	男女計											0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
高校生	男女計			1						1		2	
		0	0	1	2		3	2		3	14	24	
計	男女計	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	2	
		0	0	0	2	0	3	2	0	3	14	24	
		0	0	1	2	0	3	2	0	4	14	26	

表3 相談に対する助言・指導等処遇の状況

平成30年度（単位：件）

処遇別		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	備考
助言・指導(1回で終了)		55	46	44	52	47	40	54	54	39	53	44	36	564	
助言 指導 継続	再電話勧奨 注1	2	9	6	2	3	3	6	4	2	2	5	4	48	
	訪問指導のみで終了	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	児相 フォロー														
	電話相談から引継	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	1	0	4	
	訪問指導後引継	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
小計		3	9	7	3	3	3	6	5	2	2	6	4	53	
他 機関 紹介	福祉関係機関	1	0	0	0	2	3	1	3	1	1	2	0	14	
	教育関係機関	0	1	1	2	1	0	1	1	0	0	1	1	9	
	医療機関	0	1	0	0	1	2	0	1	0	0	0	0	5	
	他の児童相談所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小計	1	2	1	2	4	5	2	5	1	1	3	1	28	
情報提供		0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	
その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計		59	57	52	57	56	48	62	64	42	56	53	41	647	

注1:経過観察後に再度電話するよう助言したもの等である。



表4 主 訴（年代別・性別）

平成30年度 （単位：件） （再掲）（表4-1）

年代・性別	養護	発達	保健	性格	被害	非行	性	育成	その他	合計	備考	虐待相談	不登校
3歳未満	男	2	7		1			1		11		2	0
	女	1	3					3	1	8		1	0
	計	3	10	0	1	0	0	1	3	19		3	0
3歳～就学前	男	5	11	2	3			3	5	14		2	0
	女	3	4		2	1		2	7	19		1	0
	計	8	15	2	5	1	0	3	7	21		3	0
小学1～3年生	男		9		8				7	37		0	0
	女		3		5				2	12		1	1
	計	0	12	0	13	0	0	0	9	49		1	1
小学4～6年生	男	4	31	2	8	1			28	11		2	3
	女		3		1				2	1		0	0
	計	4	34	2	9	1	0	0	30	12		2	3
中学生	男	1	4	1	4				18	71		4	0
	女	5	1		5		1	1	8	10		0	0
	計	6	5	1	9	0	1	1	26	81		4	0
高校生	男	2	3	1					4	10		0	0
	女	3	2		8	1			42	120		0	0
	計	5	5	1	8	1	0	0	46	130		0	0
成人	男									0		0	0
	女		7		6				35	14		0	0
	計	0	7	0	6	0	0	0	35	14		1	0
計	男	14	65	6	24	1	0	4	62	143		10	3
	女	12	23	0	27	2	1	1	94	165		3	1
	計	26	88	6	51	3	1	5	156	308		14	4

※男女不明1名

# 児童虐待 夜間休日相談ダイヤル

(平成30年4月～31年3月)

1. 夜間・休日における児童虐待の相談や通報等に適切に対応するため、電話相談体制を強化し、「児童虐待 夜間休日相談ダイヤル(078-382-1900)」として平成17年7月に発足した。

体制としては、休日(土・日・祝日、年末年始)及び平日夜間(午後5時30分～翌日午前8時45分)に電話相談員を配置し、児童虐待の相談や通報を中心とした電話相談に応じるとともに、緊急ケースについては関係職員や機関との連携により迅速な対応をとることとしている。

## 2. 電話受付件数(全体)

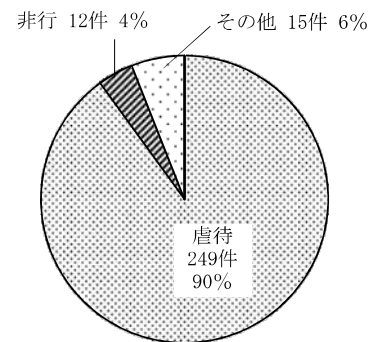
通報が276件、相談が610件、関係機関からの連絡・取次ぎ他3,030件、合計3,916件となっている。1日あたりの受付件数は、通報・相談が合わせて1日あたり2.4件、連絡・取次ぎ他が1日あたり8.3件である。前年度と比べ、1日あたりでは通報・相談は27%の増、連絡・取次ぎ他は8%の減となっている。

## 3. 通報内容

### (1) 内容別内訳

虐待が90%を占めている。

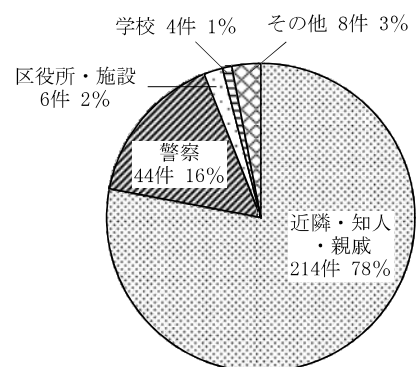
虐待	非行	その他	合計
249件	12件	15件	276件
90%	4%	6%	100%



### (2) 通報者

近隣・知人・親戚からが78%と最も多く、次いで警察からが16%となっており、両者で全体の94%を占めている。

近隣・知人・親戚	警察	区役所・施設	学校	その他	合計
214件	44件	6件	4件	8件	276件
78%	16%	2%	1%	3%	100%



### (3) 通報時間

時間帯でみると、夜間(平日を含む)が17時から0時までを合計すると56%を占め、前年度に比べて8%減少、深夜早朝(0時から9時)は19%で1%減少している。一方、土日祝の9時から17時は25%で9%増加している。

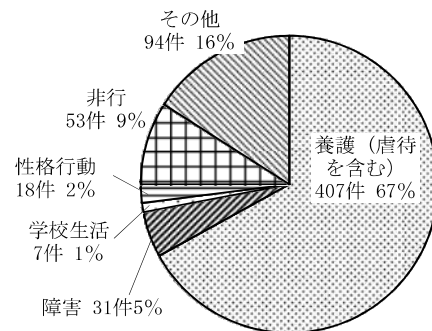
9～17時 (土日祝)	17～21時	21～0時	0～9時	合 計
68件	94件	63件	51件	276件
25%	34%	22%	19%	100%

#### 4. 相談内容

##### (1) 内容別内訳

養護（虐待を含む）が67%を占め、次いでその他の相談が16%を占めている。

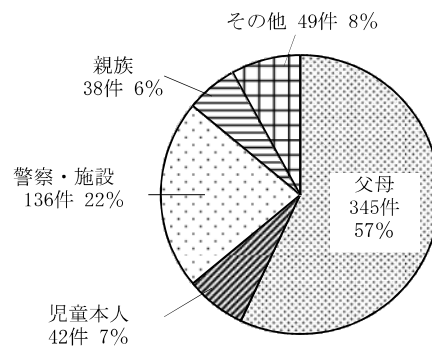
養護 (虐待を含む)	障 害	学校生活	性格行動	非 行	その他	合 計
407件	31件	7件	18件	53件	94件	610件
67%	5%	1%	2%	9%	16%	100%



##### (2) 相談者

57%を父母が占めている。次いで、その他、警察・施設、親族となっている。

父 母	児童本人	警察・施設	親 族	そ の 他	合 計
345件	42件	136件	38件	49件	610件
57%	7%	22%	6%	8%	100%



##### (3) 相談時間

時間帯でみると、土日祝の9時から17時が28%と昨年度に比べて1%増加しており、また夜間も17時から0時までを合計すると50%で増減はない。一方、深夜から早朝にかけては22%と1%減少している。

9～17時 (土日祝)	17～21時	21～0時	0～9時	合 計
172件	157件	144件	137件	610件
28%	26%	24%	22%	100%



# 1. 平成30年度に受理した相談及び対応の状況

## 1-1(1) 年齢別・相談区分別件数

(単位：件)

相談区分 年齢別	養護相談		保健相談	障害相談				非行相談			育成相談				計		(再掲)	
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害相談	発達障害相談	ぐん犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動等相談	不登校相談	適性相談	しつけ相談	その他の相談	計	いじめ相談
0歳	113	50	0	0	29	0	13	0	0	0	0	0	0	0	0	205	0	0
1歳	133	27	0	0	100	0	19	0	0	0	0	0	0	0	0	279	0	0
2歳	136	30	0	0	591	1	75	0	0	0	0	0	0	3	0	836	0	0
3歳	137	45	0	0	796	0	147	2	0	0	2	0	0	1	0	1,130	0	0
4歳	135	35	0	1	452	0	144	1	0	0	5	0	0	0	0	774	0	0
5歳	125	30	0	0	522	0	202	0	0	2	10	1	0	0	0	892	0	0
6歳	129	16	0	0	251	0	185	0	0	3	16	5	0	1	0	606	0	0
7歳	133	15	0	0	150	0	85	1	0	3	15	10	0	0	1	413	0	0
8歳	94	23	0	0	133	0	124	2	2	8	26	6	0	1	0	419	0	0
9歳	98	10	0	0	92	0	178	0	2	9	25	7	0	2	0	423	0	0
10歳	98	20	0	0	65	0	94	1	2	9	23	14	0	1	0	327	0	0
11歳	89	13	0	0	64	0	154	0	10	6	36	10	0	0	0	382	0	0
12歳	88	17	0	0	52	0	156	0	19	37	34	20	0	0	0	423	0	0
13歳	87	21	0	0	48	0	108	0	20	48	35	35	0	0	0	402	0	0
14歳	73	16	0	0	40	0	98	0	28	24	47	26	1	0	0	353	0	0
15歳	88	15	0	0	29	0	23	0	53	3	22	8	0	0	1	242	1	0
16歳	56	22	0	0	14	0	83	0	37	1	16	5	0	0	0	234	0	0
17歳	56	19	0	0	18	2	21	0	11	0	16	0	0	0	0	143	0	0
18歳以上	0	51	0	0	7	0	2	0	0	1	2	0	0	1	0	64	0	0
計	1,868	475	0	1	3,453	3	1,911	7	184	154	330	147	1	10	2	8,547	1	0
1歳6ヶ月児精神発達精密健康診査(再掲)	0	0	0	0	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60	0	0
3歳児精神発達精密健康診査(再掲)	0	0	0	0	228	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	228	0	0

特別児童扶養手当支給にかかる判定相談(再掲)

25  
64

里親、養親希望に関する相談

1-1(2) 相談区分別・対応の状況

(単位：件)

相談区分	対応区分													未処理件数 (年度末現在)	施設人 所持機 (再掲)				
	面接指導			対応件数							計								
	助言指導	継続指導	他機関幹旋	児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター 指導・指導委託	市町村送致	福祉事務所送致・通知	訓戒・誓約	入所	児童福祉施設 通所	指定医療機関委託	里親委託	法第27条第1項第4号 による家庭裁判所送致	障害児施設等への 利用契約	その他	計	施設人 所持機 (再掲)	
養育相談	児童虐待相談	931	115	52	10	0	597	0	0	39	0	0	4	/	0	0	1,748	0	293
	その他の相談	547	0	0	1	0	0	0	0	56	0	0	13	/	0	25	642	0	82
保健相談	健康相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	/	0	0	0	0	0
	肢体不自由相談	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	/	0	0	1	0	0
障害相談	視聴覚障害相談	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	/	0	0	2	0	0
	言語発達障害等相談	2,938	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	/	2	4	2,962	2	445
養育相談	重症心身障害相談	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	/	1	0	24	0	0
	知的障害相談	1,607	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	/	0	3	1,615	0	377
養育相談	発達障害相談	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	/	0	0	13	0	3
	ぐ犯行為等相談	84	49	1	0	0	0	0	0	8	0	0	0	/	5	9	156	0	43
養育相談	触法行為等相談	93	35	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	/	2	3	152	0	37
	性格行動相談	239	114	1	0	0	1	0	0	10	0	0	1	/	0	1	367	0	91
養育相談	不登校相談	89	48	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	/	0	0	139	0	69
	適性相談	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	/	0	0	1	0	0
その他	育児・しつけ相談	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	/	0	1	7	0	4
	その他の相談	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	/	0	0	3	0	0
	計	6,576	368	54	11	0	1,597	0	10	125	0	15	19	7	3	46	7,832	2	1,444
再掲	いじめ相談	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	/	0	0	2	0	0
	児童買春等被害相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	/	0	0	0	0	0

## 2. 受理した相談の区分別等の推移

### 2-(1) 相談区分別の推移

(単位：件)

相談区分 年度	養護 相談	保健 相談	心身障害相談						ぐ 犯行為 等相談	触 法行為 等相談	育成相談					そ 他の 相談	合 計
			肢 体不 自由 相談	視 聴覚・ 言語 発達 障害 相談	重 症・ 心身 障害 相談	知 的障 害 相談	発 達障 害 相談	計			性 格行 動 相談	不 登 校 相談	適 性 相 談	し つ け 相 談	計		
21	636	0	45	1,512	152	1,372	7	3,088	161	265	194	62	2	4	262	497	4,909
22	932	0	31	1,990	26	1,215	9	3,271	130	155	196	108	1	7	312	423	5,223
23	967	2	25	2,169	16	1,335	3	3,548	171	171	229	123	2	12	366	211	5,436
24	1,029	0	11	2,347	16	1,285	1	3,660	183	247	246	87	4	2	339	3	5,461
25	981	0	11	2,560	10	1,366	6	3,953	175	252	269	110	0	0	379	7	5,747
26	1,247	0	22	3,090	6	1,622	7	4,747	140	217	296	129	0	5	430	0	6,781
27	1,384	0	16	3,301	32	1,600	20	4,969	152	152	295	126	0	7	428	2	7,087
28	1,732	0	17	3,445	3	1,759	27	5,251	141	188	242	103	0	4	349	1	7,662
29	2,105	0	18	3,183	18	1,880	43	5,142	153	153	264	133	0	3	400	2	7,955
30	2,343	0	1	3,454	3	1,911	7	5,376	184	154	330	147	1	10	488	2	8,547

### 2-(2) 相談経路別の推移

(単位：件)

経路区分 年度	都道府県・市町村				児童福祉施設			児童 家庭 支 援 セ ン タ ー	警 察 等	家 庭 裁 判 所	保健所等		学 校 等			里 児 委 員 会	家 族 ・ 親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	そ の 他	計	
	福 祉 事 務 所	児 童 委 員 会	保 健 セ ン タ ー	そ の 他	保 育 所	児 童 福 祉 施 設	指 定 発 達 医 療 機 関				保 健 所	医 療 機 関	幼 稚 園	学 校	教 育 委 員 会 等							
21	43	3	1,825	535	13	75	3	6	433	10	348	16	1	55	67	4	2	1,301	143	4	22	4,909
22	24	0	1,804	724	8	70	6	12	388	16	356	25	1	61	32	5	4	1,388	247	17	35	5,223
23	7	0	1,766	741	7	78	3	5	429	6	409	31	2	47	14	3	4	1,550	278	24	32	5,436
24	43	1	1,694	493	3	98	2	2	493	7	421	23	3	53	0	4	9	1,750	287	30	45	5,461
25	38	3	1,772	522	4	108	1	4	469	12	415	19	0	49	0	8	3	1,950	294	29	47	5,747
26	61	0	2,195	581	11	133	1	4	487	14	457	38	0	49	0	4	2	2,377	304	38	25	6,781
27	2,618	0	54	284	254	128	2	6	542	8	377	38	1	51	0	10	4	2,352	301	28	29	7,087
28	2,863	0	521	402	70	101	1	2	856	5	0	64	3	105	0	9	3	2,318	275	25	40	7,662
29	2,885	3	543	395	13	130	0	1	1,082	11	0	45	4	105	0	15	0	2,354	303	38	28	7,955
30	3,012	0	526	385	8	179	0	2	1,498	11	0	39	0	64	0	18	0	2,404	314	25	62	8,547

2 - (3) 対応区分別の推移

(単位：件)

処遇区分 年度	訓 戒 ・ 誓 約	児 童 福 祉 司 の 指 導	市 町 村 へ 送 致	児 童 委 員 の 指 導	里 親 ・ 保 護 受 託 者 委 託	児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー	児 童 福 祉 施 設 入 所 ・ 通 所							指 定 発 達 支 援 医 療 機 関 委 託	家 庭 裁 判 所 へ 送 致	面 接 指 導				そ の 他	合 計
							児 童 自 立 支 援 施 設	児 童 養 護 施 設	乳 児 院	障 害 児 入 所 施 設	障 害 児 通 園 施 設	そ の 他 施 設	計			他 の 機 関 に 幹 旋 ・ 紹 介	継 続 指 導 (二 回 以 上)	助 言 指 導 (二 回 の み)	計		
21	16	8	—	0	6	1	27	68	31	5	0	6	137	0	8	57	592	3,293	3,942	592	4,710
22	11	8	—	0	7	0	17	58	22	3	2	1	103	0	15	58	747	4,017	4,822	179	5,145
23	1	12	—	0	6	1	15	72	19	2	0	2	110	0	13	45	694	4,262	5,001	99	5,243
24	4	6	—	0	20	0	20	51	32	2	1	6	112	0	4	33	676	4,261	4,970	136	5,252
25	1	5	—	0	11	4	19	48	32	4	5	12	120	0	11	27	714	4,526	5,267	98	5,517
26	5	11	—	0	8	2	21	75	30	3	2	4	135	0	9	35	831	5,394	6,260	114	6,544
27	10	8	—	0	19	2	22	78	25	9	0	18	152	0	2	38	870	5,445	6,353	123	6,669
28	6	20	—	0	20	2	17	82	26	4	4	13	146	0	5	42	294	6,920	7,256	187	7,642
29	18	10	402	0	13	1	17	84	27	5	4	16	153	0	2	55	362	6,727	7,144	40	7,783
30	10	11	597	0	19	1	21	70	25	2	15	7	140	0	7	54	368	6,576	6,998	49	7,832



平成30年度研修生・実習生受入実績

1. 家庭支援係・養育支援係・養育支援第2係

	受入学校名	期 間	人 数
1	神戸女子大学	8月 6日～8月27日	1人
2	関西福祉科学大学	8月 9日～8月30日	1人
3	大阪府立大学	8月 9日～8月30日	1人

2. 判定指導係

	受入学校名	期 間	人 数
1	神戸親和女子大学	4月 1日～9月30日	1人
2	神戸女学院大学	4月 1日～3月31日	1人

3. 一時保護係

	受入学校名	期 間	人数
1	神戸女子短期大学	8月20日～8月30日	2人
2	神戸親和女子大学	10月 8日～10月18日	2人
3	神戸女子大学	2月11日～2月21日	1人
4	神戸女子大学	2月25日～3月 7日	1人
5	頌栄短期大学	2月25日～3月 7日	2人

